

1. 令和4年第1回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和4年3月17日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	健康福祉部長	田 口 昌 彦
商工観光部長	可 児 俊 行	環境水道部長	猪 俣 浩 巳
教 育 次 長	佃 良 之	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	川 尻 成 丈	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

◎開議の宣告

○議長（山川直保） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、9番 野田勝彦議員、11番 田中やすひさ議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山川直保） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問の時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。

また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 清 水 敏 夫 議 員

○議長（山川直保） それでは、17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫） それでは、おはようございます。

2日目のトップバッターになりましたけども、本日はよろしくお願ひしたいと思います。また、市長さんには12月定例会以来、3か月ぶりに御（ ）顔を拝しながらお話ができることということで、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

まず、こここのところ、いろいろ国内外、世界もそうですけども、いろんなことが起きておりますが、やっぱりその中でも今のロシア軍によるウクライナ侵攻ですか、これにつきましては、初日の議員の中でもお話がございましたように、郡上市議会でもロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議というものを3月8日に出していただいておりますけども、その後、全国の自治体、県もほとんどの県が決議を始めて決議をされておるといような状況でございますけれども、今日あたりの

新聞を見ましても、避難民が300万人、そのうちの半数が子どもさん方というようなことで、このままいったらウクライナという国がなくなるのではないかというふうなことを思われる国民の方もおられるんじゃないかなという状況でございますが、本当にこれがいつまで続くなんていうことじゃなしに、即やめてもらいたいというのが私たちの思いではないかと思えますし、市長も同じような思いではないかというように思います。

今朝ほども市役所の前でボランティアの方々がウクライナのために募金をされておりましたけれども、そうやって市民の方もこのことについて関心を持っていただいて取り組んでおりますことに心から敬意を表したいと思えます。

どうか一日も早いロシア軍の撤退を願うばかりでございます。

また、市内にとりましては、コロナ対策ということで、市長以下職員の方が一丸になって、また市民の方にそれぞれ呼びかけを頂きながら対策を講じていただきました。いよいよこの21日をもってまん延防止の指定につきましては解除されるというような報道がなされておりますし、関係の知事さんもそういうことで国のほうへ申入れをされたと聞いておりますけれども、いよいよもって新たなコロナ対策の対応の、新たな時代へ向かっていくんかなということ、これはある意味では明るく捉えて、このコロナと共に生きていく郡上市を構築しなきゃならんのかなというようなことを思っておりますので、これについてもまた御尽力を賜りたいというふうに思います。

また、昨夜遅くびっくりしましたけども、11時50分でしたかね。福島沖で震度6.3でしたかね。6強ですかね。そういった大地震が発生したと。また、今後1週間ぐらい、まだ様子が分からないというような状況ですが、つい先日、3月の11日に東北の11周年を終えたばかりのときにまたそんなことが起きてくるということで、本当にこの世の中は不条理なことが連続するんやなということをおもいますが、そういったときに郡上市としては肅々と、令和4年度へ向かっての市長以下執行部の皆さんとの議会とのこういう会が持てるということに、被災地の方には申し訳ないですけども、その分をまたしっかりとこの郡上市は立ち向かっていかないかなのかなと。市民の皆さんとともに前へ進んでいきたいなというようなことを思って、今日の質問にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最初の施政方針の「人口減少克服・地方創生」につきましては、市長、全て御存じだと思いますけども、市長さんに生の声をお聴きしたいというふうに思っておりますし、2番、3番につきましては、それぞれ担当部長さんからの見解を頂戴したいというふうに思っておりますので、またよろしく願いいたします。

ちょっと前置きが長くなりましたが、それでは、1番目の令和4年度の施政方針から見る人口減少克服の対策・地方創生ということをテーマにさせていただきたいと思えます。

既にこの文面にも書いておりますけど、令和2年の国勢調査の結果で市は人口減少が加速し、こ

の5年間で3,093人減少と。3,093人というと明宝2つ分かなというような感じで受け止めておりまして、これは郡上市のみならず全国的な状況でございますので、いよいよ国としては令和4年4月1日から市の全域、郡上市全域が過疎地域となるような告示をされるというふうに伺っております。市のほうからもそういう説明がございました。

また、国全体で見ても、全国1,718市町村のうち51.5%に当たる835市町村が過疎地域に指定をされるというふうな結果になるようでございます。

つまり過疎自治体が初めて日本中で5割を超すということになりますし、しかも今回今までの過疎地域から卒業するところはないと。増えたばっかというふうな感じで受け止めておりますが、そういう意味では、この郡上市のみならず多分国としても地域創生、地方創生といいますか、人口減少克服がなかなかこれは簡単なことではないということの表れではないかというふうに思います。

地方創生策は非常に難しいと言われる中で全国と同じような傾向であります郡上市にとりましては、市長以下、ずっと就任以来、人口減少対策あるいは地方創生ということをテーマに事業を展開してこられました。そういったことで、令和4年度につきましては、この克服対策と地方創生でどんなことを手がけていきたいかということをお知らせいただきたいと思っておりますし、また、今まで市長が就任をしてこられた中でこいつは良かったな、こいつはさらに進めたいなというようなことの「創生策」が自信につながったというか、市長にとってもこれならいけるぞというものがあれば、そういったものもできればこの際イメージしていただいて、私たちも一丸になってそのことに向かって取り組んでいきたいというふうに思っております。

なお、この今日のレジュメでは3点ばかり括弧で書いておりますけど、一応、全部、お話をさせていただいて、関連がございますので、市長さんの御見解をお伺いしたいと思います。

まず、2番目は、そういう政策を進めるためには、やはりその財源となる過疎債というものが一つは基準になると思っておりますが、今までもやっつけていただいておりますけれども、総務省としては令和4年度の当初予算案は前年度比200億円プラスをして5,200億円を計上したというふうになっておるようございます。

当市も、今までは、明宝、和良、その後、八幡、和良、美並へ入りまして、今回、新たに大和、白鳥、高鷲ということで全域になるわけですが、要するに過疎債の事業枠が200億円の増であるものですから、その200億円に対しては今回新しく過疎地域に指定されるようになったのは、全部過疎、全部の市町村、全部になったところの36市町村。それから、市町村のうち一部になったところが29市町村。

85、違うわ。

65市町村が今回追加されるということになりまして、今まで820ほどでしたけども、これは885で、その過疎債を分け合って使うというふうなことになると5,200億円というものが65市町村増え

たことによって、それだけではとてもじゃないけど、賄えないのではないかというふうに思います。

例えば、この5,200億円を今度指定される885市町村で割ると5億8,000万円ぐらいが1自治体の割り当てになります。それが増えなかったなら6億円のようなものがあつたんですが、今回増えたことによって1自治体当たりが5億8,000万円ですかね。

ところが、郡上市としては、現在、今年の当初予算では、約3億円ぐらいを過疎債の事業として充ててみえると思いますけども、全市町村になると倍を見ても6億円は要るのではないかと、仕事をやろうと思うと。単純に思うとそういうことになるものですから、やはりこれからは辺地債という手もありますけども、過疎債を使った地域振興を、インフラ整備などをやろうと思いますとどうしてもやはり枠配分になりますので、この基準から言っても政府の200億の増ではなかなか厳しいというようなことも思ったりするものですから、ここのところは経験のある郡上市ですので、さらに3億にとどまらず、これから過疎計画を立てていきながらそれぞれの地域の振興を図るためにはやはりこれの倍額、6億ぐらいを目指した経営が必要ではないかということを思いますので、その辺のことについては、市長は精通しておられますので、そのことについてどんなふうに、これからそういう運動も市長としてこの郡上市の過疎、全部過疎になって全国885市町村が共にそういうことを考えていくというふうに思いますので、その中で財源確保ということが基本ではないかなというふうに思いますので、今後、令和4年度以降、郡上市の目指す過疎対策事業の事業枠がどのぐらいになるのかと、それから、市長としてどんなふうに国に対して働きかけをされるのかということも併せて伺いたいと思います。

最後に、3つ目は産業雇用対策ということで、かつて私も質問いたしましたし、先回は長岡議員も質問されました企業誘致のための工業団地のことでございます。

これもある程度時間が要るんで、なかなか一長一短にいかないという部分はありますが、今回の市長の施政方針の中には特段のぶれはありませんでしたが、現在進行形の団地造成だというふうに思いますが、美並の大矢元地区でしたかね。そこにつきまして、いつぐらいをめどにやれるのかということも就業機会の確保ということがありますので、どうしても市民の皆様方にはまだまだ郡上には働く場が少ないじゃないかと、そういうことからどうしても人口減少、若い世代が、働く機会をもっとつくってほしいというような声もあって、市長もそのことに向かって今の工業団地造成について着手されておると思いますが、時間があまりたち過ぎますとせつかくのことも功を奏さないということもあろうかなと思います。ぜひその辺のこともあろうかなと思ひまして、ぜひその辺のことも含め、改めて市長の企業誘致に対する考え方、工業団地に対する考え方のこともお聞きしたいというふうに思います。

(1) から (3) までいろいろとくどくどと申し上げましたが、市長の御見解をぜひともお伺いしたいと思いますので、まずはよろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

○議長（山川直保） 清水敏夫議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、まず、その前に清水議員のほうから触れられました今回のウクライナ問題であるとかコロナの問題であるとか、あるいは、昨日の地震の問題等、私も全く同じような気持ちでいろいろと感じているところでございます。

特にウクライナの問題については、先ほどもお話がありましたように、今朝、募金活動もしておりましたが、私も気持ちだけ協力させていただいたところでございます。

それでは、質問にお答えしたいと思います。過疎地域の問題を取り上げられました。過疎地域の問題は昨年の3月に、名前も過疎地域の持続的発展支援特別措置法と縮めていえばそんな名前になったんですが、言わば、昭和45年だったかと思いますが、過疎法制定以来おおよそ10年刻みで時限立法で来たわけでございますが、5回目の法律制定ということになったわけでございました。

それぞれ新法が成立いたしますとその新法において過疎地域とはいかなるところを指すのかということ、その地域の指定要件が一定の期間の人口の減少の比率とそれからもう一つは、その自治体の持っている財政力指数というもので指定をされるということでございます。

昨年の3月の時点においては、要するに新法の発足の時点においては、昨年の過疎地の指定は昭和50年から平成27年、西暦でいいますと、1975年から2015年の40年間、これが中間的な期間の取り方もありますが、基本的には、その40年間において日本中の自治体の中で人口が減少をしている自治体の平均的な減少率を出して、そして、それよりも減少率が高いところは指定をすると、こういう基本的な考え方があるわけです。

ただ、財政力指数の0.4以下のところ、財政が非常に厳しいところはその人口の減少要件を5ポイントだけ緩和をすると、こういうやり方です。したがって、昨年の4月のときの過疎地の指定は全体的には28%以上減少。ただ、郡上市は財政力が0.31とかと低いもんですから、その5ポイント下の23%以上の減少率ということで、それが平成の合併以前の旧町村単位か、あるいは市全体で見たとときの減少率がそれよりも高ければ指定をすると、こういう考え方で指定をされておりました。

それでいきますと、昨年、追加指定になった八幡、美並を寄せて、従来の明宝と和良という、旧町村でいうと4地域がこの23%を上回っておりましたので指定になったということでございます。

ただ、この時点では郡上市全体の減少率はたしか21%か何かだったものですから、郡上市全体としては過疎地域指定はなかったということで、いわゆる一部過疎のままとどまっておったわけですが、今回、令和2年の国勢調査、去年もう既に令和2年以降ですが、確定値が出ておりませんでしたので、確定値が昨年11月か何かに出ましたので、その令和2年の国勢調査の確定値をもって、そして、その判断基準も5年間こちらのほうへずらして、それで昭和55年（1980年）から令和2年（2020年）までの40年間の間の人口の減少率というものが基準になったということでございます。

これでいきますと、全国の人口減少市町村の平均値は30%以上減少ということでございまして、それで財政力指数が低いところは25%以上減少と、こういうことになるわけです。これでいきますとやはり旧町村単位の人口減少率で見ますと、北部の高鷲、白鳥、大和はそこまでいきませんでしたけれども、いわゆる郡上市全体として見るとその減少率が26%になったということで、言わば郡上市を一まとめとして過疎地域に指定をしましょうと。こういうことになったということでございます。

いよいよ郡上は人口が減少して、今度、大和も白鳥も高鷲も過疎になるらしいと。いよいよ寂れていくんやなというふうに市民の皆さんも思われるかもしれませんし、そういうようなことで、大和や白鳥や高鷲もどんどん、今までの明宝、和良、あるいは新しく去年なった八幡や美並と同じようにすごいスピードで過疎化が進んでいると思われると、ちょっとそこまでは思っていたかなくともいいだろうというふうには思っています。

要は、郡上市全体で計算をすると26%減少ということになったので、その25%以上というラインを上回ったということでございまして、この間、参考のために申し上げますと、40年間の減少率は確かに昨年までの過疎地域はその基準を上回っているんですが、今回、新たに一まとめになって過疎地域になる、大和が15%減、白鳥が18%減、高鷲が15%減というようなことで、そこまでひどい人口減少が急激に、旧3町村で広がっておるというわけではないということは市民の皆さんにも理解をしてもらえればというふうに思っております。

こういうことですから、ただ、私も市政をあずかっている場から、こういう形になるということとは決して名誉なことではないというふうに思っておりまして心を痛めております。何とかひとつ人口減少を食い止める、あるいは住みやすい地域をつくっていきたく思っておりまして、いろいろと対応策を進めていきたいと思っておりますけれども。

それは、何と申しますか、今の過疎地対策とか地方創生というのは、非常に多角的な立場から、角度からいろいろと政策を進めていかなければいけないと思っておりますので、そのためにどんなことをやろうとしているのかと申しますと、この前に申し上げましたように、いろいろと提案説明で申し上げましたような角度から、産業振興、今はSDGsの問題も取り組まなきゃいかんと。福祉の問題も取り組まなきゃいかんと。DXというようなことでいろんなデジタル化の問題等も含めて取り組んでいかなきゃいかんと、こういうことでございますので、そうした面をしっかりとやってまいりたいと思っております。

あまり時間を取ると叱られますので、キャッシュレス決済の推進事業とかチャレンジ小規模事業者の応援補助金であるとか、あるいは、農政と教育と両方の支援だと思っておりますが、学校給食産地の消費の推進事業、いわゆる郡上の大地を味わう日であるとか、その他、様々な農政、林政、環境面における施策、福祉の面、新婚新生活支援事業補助金であるとか、移住支援補助金であると

か、こういったもの、コンビニでの様々な証明書の交付システムとか、多彩な施策を講じていきたいというふうに思っております。

それから、これまでやってきたことも観光立市の推進であるとか、それから特にがんばれ子育て支援事業であるとか、そういったこと、例えば、郡上市の場合には地域おこし協力隊、こうした人たちの人材の確保とそういった人たちが非常に多く郡上市内にその後も住みついてくれているということもございますので、こうしたことも進めていきたいというふうに思っております。

また、地方創生の交付金というものも万度に使いながらこれまでやってまいりました様々な施策をこれからも続けていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

時間の関係で少しはしりましたが。

それからもう一つただいまおっしゃった過疎債の問題ですけれども、これも御指摘のとおり、予算ではなくて、総務省の地方債計画という計画でおおむねの言わばその枠を設定をしておるわけでございますけれども、御指摘がありましたように、これまで昨年まで全国の過疎債の枠が5,000億円だったやつを5,200億円ということでございます。この200億円増えた分が果たして清水議員が心配されるようにいろんな過疎地が増えたことに見合っているのかどうかという問題は少しよく分かりませんが、いずれにしても私たちもそれだけ地域が増えるということも踏まえて、十分過疎債の活用ができるようにということを努力してまいりたいというふうに思います。

過疎債は御承知のように100円借金をするとあと70円分だけ地方交付税で戻ってくるということになるわけですので、非常に魅力のある措置でありますからしっかりやっていきたいと思いますが、令和3年度でおおむね2億円ちょっとという形で県のほうへ起債の協議をしまして、その同意を得ておりますが、令和4年度も現在の当初計画で組んでおります過疎債は約3億円という形にしております。この同意が得られるようにということを思っておりますし、区域が増えたので今度は少なくとも北部の3町村も含めて過疎計画を改めて見直してつくって、そしてそういう計画に乗せた事業ということで過疎債の対象にしていかなければいけないということですので、そのように頑張っていきたいと思っております。

いずれにしろ、私は、現在岐阜県内の過疎町村の協議会の会長をしておりますので、毎年総務省から過疎対策室長をお呼びして話を聞いたり、こちらから要望をしたりしておりますし、全国の過疎地域連盟という連盟がございますので、そういうところを通じて必要な要望をしていきたいというふうに思います。

それから、最後に企業立地等についてでありますけれども、昨日も白鳥インターチェンジの周辺の物流防災拠点の話はいたしました、ちょっと美並の大矢元のことについて当初の提案説明で触れることをしておりますが、引き続き進めてまいりたいというふうに思います。これまでネックになっておりました農業振興地域の指定の問題、あるいは、それと関連する農地転用の問題等につ

いて、今、県と鋭意、協議をしております、何とかめどがたちそうでございますので、できるだけ今年度早く進めていけるようにしたいというふうに思います。

それから、なお、過疎地域の問題でちょっと言い忘れましたが、全域過疎になるということ、何かすごく郡上市全体が寂れていくんだというようなことでなくて、過疎法は基本的には財政支援法という法律上の性格を持っております。ありがたいと思うことは、全域が指定になるということで、例えば、今、大きな懸案になつとります偕楽園の移転整備等についても、これまでは特養等について普通会計債、過疎債とか交付税措置のあるものを使えないということだったんですけども、という部分については過疎債も適用になるということでございますので、十分、時が来たら使ってもらいたいというふうに思います。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 市長さん、ありがとうございました。

過疎認定のことも、若干、全部がそれに急になるということもおかしいなと思っておりましたけれども、お話を聞いて、そういう経過であって、いかに持続可能な地域を国のほうがつくらせていくかということですので、この過疎自治体の名を借りながらより住みやすい郡上市になるようにまた鋭意努力をしていただきたいと思います。

このことだけで質問すればよかったかなと思っておりますが、欲張って2つも出しましたので、市長には大変答弁で迷惑をかけましたが、これからも追ってこの過疎対策や地方創生、人口減少対策については今日のみではないものですから、今後ともまたお互いに関心を持ちながらこのことについて自分も務めてまいりたいと思いますので、その折にはまた御指導を頂きたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、時間もちょっと少なくなってきましたので、最後まで行けるかどうか不安でございますが、行けるところまで行きたいと思います。御協力のほどお願いいたします。

2番目は、市の水道管でマイクロ発電の可能性はどうかということのテーマにさせていただきました。

情報によりますと、エアコンなど、空調機のメーカーで全国展開しておりますが、企業のほうも脱炭素社会実現に向けていろいろと工夫をされておりますが、このメーカーでは公設の、自治体が行っている水道管を使ってマイクロ発電をしたいと。それを企業としての脱炭素社会実現の柱としたいということでやっている会社がございます。全国で現在までに19都道府県46か所で導入をして、実際に契約をされておるとい話もお聞きしました。また、メーカーでは全部その設備費については全部そのメーカーが行いまして、導入費用は全部一切をメーカーが出しますし、さらに売電収入

については一部を自治体に還元するというようなことでやっているようでございますが、2025年までにその拠点数を現在の46か所を100か所以上には持っていきたいというふうな動きがあるようでございますので、これらについて、郡上市についてのこういったところとの取組について予定がありましたら伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） お答えさせていただきます。

水道施設を利用したマイクロ水力発電は季節変動や天候に左右されず24時間発電が可能ということで、比較的小さな場所のできる利点があるとされており、自治体と連携して水道施設を利用したマイクロ発電に取り組む企業は国内に何社かあるようです。

清水議員から御紹介のありました導入費用は企業の全額負担で売電収益の一部を自治体に還元するというものは、聞き取り調査によりますと導水管や排水管に発電装置を取り付けることで再生可能エネルギーを生み出す仕組みで、自治体は水道施設内の土地の一部を貸与し、企業側が発電装置の整備などの初期投資や機器更新等にかかるメンテナンス費用を全て負担し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）への売電収益から経費を差し引いた額を自治体と折半し、借地料として自治体に支払われるという内容のものでした。

しかし、当企業の事例では、マイクロ水力発電による採算ラインを確保する上で、時間当たり250立法メートルの水量や有効落差25メートル以上の水圧が必要であるなど、クリアしなければならない条件もあります。

郡上市内の水道施設ではこの条件を満たすことは非常に困難であるのが現状でございます。このほかに、発電システムをリースで導入することで初期投資額を抑える方法を提案する企業もございます。また、企業との連携ではなく、国の交付金等を活用し、自治体独自で導入する方法も考えられます。マイクロ水力発電導入の目的について、売電による収益を考えるのか、災害による停電時に有効となる蓄電池を設置した自家消費型で電気代の節約とCO₂の排出削減を狙うのかについても検討する必要がございます。

いずれにいたしましても、郡上市内でマイクロ水力発電による採算ラインが確保できる規模の水道施設があるのかないのかの調査や、技術の進歩により小容量でも発電可能な設備の開発に関する情報にも注視しながら水道水の品質、衛生面での安全を確保した上で導入に向けて研究していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（17番議員挙手）

○議長（山川直保） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） ありがとうございます。

部長のほうでは、いろいろとこのことについても調査をしていただいておりますが、日進月歩の

マイクロ発電のシステムでございますので、今後ともいい研究をして有効なことがあれば採用していただけるように心からお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、3番目のことに入りたいと思いますが時間が少のうなって恐縮ですが、簡単に説明させていただきますので、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

コロナ禍の影響ということもあるんでしょうけども、子どもの体力低下が全国的な数字でいうとこのレジュメにも書いとりますように、相当、岐阜県がなんか数値で見ると悪いように感じるんですが、お隣の福井とか石川は意外とぐんといいというような数字が出ていましたので、スポーツ庁の調査によりますと。

そんなことで、郡上の子どもたちは多分そんなことはないだろうと思いましたが、コロナ禍ばっかじゃなく、そういうことにはあまり影響なしに体力があるのかなと思ひながら、期待しながら、このことについて郡上市の状況の説明と対策があればお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） 今、清水議員がおっしゃったのは全国体力・運動能力調査というものでございまして、これは小学校5年生、それから中学校2年生の各男女を対象にした抽出調査でございます。

郡上市からは、毎年、小学校の場合は3から4校、中学校2年生は1から2校ということで抽出されまして、そちらのデータを送っておるということになっております。

こういうことからあくまでも抽出調査でございますので、郡上市全体の状況ではないということをお理解いただいた上で御説明させていただきたいと思ひます。

令和3年度のこの調査におきまして、総合評価がA・B、これは体力・運動能力が高いという評価でございます。こういう児童生徒の割合を、全国、岐阜県、郡上市と比較してみますと、小学校5年生男子の場合は、この割合ですが、A・Bである児童数の割合ですが、全国が31.6%、岐阜県が27.3%、郡上市が37.1%ということで、郡上市の小学校5年生男子は国や県と比較して、体力・運動能力が高い児童の割合が高いということでございます。

小学校5年生女子は、全国が38.6、岐阜県が35.3、郡上市が45.5ということで、こちらの小学校5年生女子も国や県と比較して、体力・運動能力が高いという児童の割合が高くなっております。

それから、中学校2年生男子でいいますと、全国31.4%、岐阜県32.7%、郡上市が27.9%で、こちらのほうは国や県と比較しますと、運動能力が高い児童の割合がやや低いということになっております。中学校2年生女子は、全国57.7%、岐阜県58.6%、郡上市は58.8%ということで、国、県、市ともほぼ同じ水準というような状況でございます。

あくまでもこの抽出調査の結果だけですが、この結果だけから見ますと、郡上市の子どもたちの

体力・運動能力は、全国、岐阜県と比較しても劣っていないのではないかと考えております。

ただ、この調査は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、実施されておられません。コロナ禍前の令和元年度と今年度、令和3年度の状況を比較して分析がしてあります。これは全国的な話でございますが、1つ目としては、先ほどから申しております総合評価A・B、体力・運動能力が高いという子どもの割合が減少して、反対にD・E、体力・運動能力が低いという評価の子どもが増加しております。これは小・中とも同様の傾向であります。

それから、2つ目としては、運動時間の減少、それから、学習以外のスクリーンタイム、これはテレビやタブレットなどを見ている時間のことであります。こういう運動時間が減少する一方、このスクリーンタイムが増加しておるようです。それから、肥満傾向にある児童生徒の増加も見られるというようなことでございます。

1週間の総運動時間420分以上、これを1日あたりに換算しますと1日あたり1時間以上の運動時間を取っている子どもの割合も減少しているというようなことでございます。

以上のことから、全国的な例であると思っておりますが、コロナ禍におきます運動の機会の制限の影響は非常に大きいと考えております。

そんな中で市内の各学校では感染対策に配慮しながらいろんな工夫をして体育の時間で運動量の確保をしようと努力をしておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） どうも答弁ありがとうございました。

やっぱり小学校のうちは割かし伸び伸びといろんな運動をしますけど、だんだん高学年になってくるとやることも増えてくるし、なかなかそうもいかない部分もあると思ひますが、これは単なるそのモデルの例なものですから、これで全てを押し量ることはできないと思ひますが、やはり凌霜の心で郡上市も子どもたちのたくましい、また、生き抜く力のある子どもを育てるといふ教育長の方針でもございますので、ぜひともそういった意味で注視しながら、また、コロナが少しずつ解消されていけば、普通の状態に戻っていけばいろんな活動もしてもらえるかなと思ひますが、いろいろ目配りをしていただきながら今後とも子どもの教育についても格別のお力添えをお願ひしたいといふように思ひます。

ちょうど時間になりましたので、ちょっと意を尽くせないところもありましたけど、市長に申し訳なかったんですが、答弁いただきまして、それぞれありがとうございました。

以上で、17番、清水の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、清水敏夫議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時20分を予定いたします。

（午前10時12分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時20分）

◇ 本 田 教 治 議 員

○議長（山川直保） 1番 本田教治議員の質問を許可いたします。

1番 本田教治議員。

○1番（本田教治） おはようございます。緊張してちょっと飛んでしまいました。すみません。

ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

ロシアのウクライナへの侵略、一日も早い平和解決を願ひまして、私は、今、出がけに黄色いものを着けてまいりました。黄色のポケットとネクタイのブルーのラインで一日も早い終息を願う、そういうふうになっております。

今回、私は、新型コロナウイルス感染症対策、ワクチン接種対応に一番大変な部署に対するの質問で、大変申し訳ないなと思っておりますけれども、御答弁をよろしく願いいたします。また、日々、御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

今回、一般質問させていただきますのは、1つ目が定期予防接種・任意予防接種、2つ目が公共交通についてでございます。

では、1つ目の質問の定期予防接種・任意予防接種について。

定期予防接種は自己負担がなく、公費で接種が受けられます。令和2年度郡上市決算書によれば、定期・任意予防接種費用は1億500万円ほどとなっております。郡上市は市民の健康福祉に力を入れていることがこれでも伺えます。

その予防接種について、お話をさせていただきますと、乳幼児定期予防接種としてロタウイルス感染症、H i b感染症、小児肺炎球菌、B型肝炎、そして、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオの四種混合、BCG、はしか、風疹、水痘、日本脳炎、そして、就学後の定期予防接種として、ジフテリア・破傷風の二種混合、日本脳炎、子宮頸がん予防ワクチンの計12種類があります。また、郡上市が接種費用の一部助成を行っている任意予防接種の小児インフルエンザ、妊婦インフルエンザ、おたふくかぜの3種類があります。

このように、国が定期接種を行っている12種類の中で特に気になったのは今回質問させていただ

きます子宮頸がん予防ワクチン接種についてでございます。

郡上市からの発信によりますと、ヒトパピローマウイルス感染症による子宮頸がん予防ワクチン、HPVワクチンでございますけど、その定期接種については平成25年度より積極的接種勧奨の差し控えが勧告されてきました。つまり、強く勧めるなということでございます。しかし、厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会）などにより、ワクチン接種に関しての継続的な議論の結果、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認されまして、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められました。そのため、令和3年11月積極的勧奨の差し控えを終了することになりました。つきましては、定期接種対象年齢で未接種の方は接種に当たり予診票が必要となりますので、健康課または各振興事務所保健師までお電話ください。ワクチンは2種類あり、3回とも同じワクチンを接種します。接種されるワクチンが決まっていれば、その旨、お伝えください。決まっていない場合は2種類の予診票を送付することになりますので、医療機関と相談、決定後、間違いが起こらないよう接種しないワクチンの予診票は破棄してください。

以上が、郡上市ホームページからの発信であります。

郡上市でも、令和3年11月より、国の指示により積極的勧奨を再開し、定期予防接種の対象となりました。対象者は、12歳になる年度初日から16歳になる年度末日で、小学6年から高校1年相当とありますけれども、平成25年度より積極的接種勧奨の差し控えが勧告され、令和3年11月で約8年間経過しております。当時、接種を見合わせた12歳の方が現在20歳となり、当時16歳、高校1年の方は24歳となっております。

そこで、郡上市特例で20歳から24歳の希望者に定期予防接種の位置づけにできないか、お聞きしたい。2021年、昨年3月にはある女子大生による打ちそびれた年代の人たちにもう一度打つチャンスを下さいとして、1回接種費用が1万7,000円で3回接種では四、五万ほどかかる費用を無料にということで当時の田村大臣に3万人を超える署名を手渡した経緯もあります。

以上を踏まえ、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 本田教治議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

子宮頸がんの原因のほとんどがヒトパピローマウイルス、略して、HPVの感染によるものとされておまして、ワクチン接種が予防につながります。

ヒトパピローマウイルス感染症に係るワクチンはHPVワクチンといいますが、平成25年4月から定期接種となり、小学6年生から高校1年生相当の女子が接種対象となりました。しかし、接種が開始された時期にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がHPVワクチン接種後に

特異的に見られたことから国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬事・食品衛生審議会、医薬品等安全対策部会、安全対策調査会において同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないこととされ、接種の積極的な勧奨とならないよう留意すること等の対応が平成25年6月14日付厚生労働省健康局長通知により勧告されました。そのため、接種については積極的な勧奨が差し控えられることとなりましたので、郡上市においても勧告に従い、積極的な勧奨を差し控えてまいりました。

その後、同調査会等によりHPVワクチンの有効性及び安全に関する評価等が議論され、令和3年11月11日に開催された調査会等におきまして最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められました。

引き続き、HPVワクチンの安全性の評価を行っていくこと、接種後に生じた症状の診察に係る協力医療機関の診療実態の持続的な把握や体制強化を行っていくことなど、今後の対応の方向性も踏まえつつ、令和3年11月26日付厚生労働省健康局長通知により積極的な勧奨を差し控えるよう勧告された平成25年発出通知は廃止されました。

この新たな通知によりまして、国からは市町村長に対して令和4年4月から個別の勧奨を実施するよう指示がなされたところであります。

勧奨の実施に当たりましては、HPVワクチン接種の有効性及び安全性等について十分に説明した上で、対象者が接種を希望した場合に接種することを引き続き周知することとされました。また、今回、御質問いただきました積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応についても公費による接種機会の提供等に向けて対象者や期間等について令和3年12月28日付事務連絡で「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におけるキャッチアップ接種に関する議論について」が発出され、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方が存在し、こうした方に対して公平な摂取機会を確保する観点から時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種について実施することとされました。

このキャッチアップ接種は定期接種の扱いとなり、積極的な勧奨を差し控えている間に対象であった平成9年度生まれ、令和4年に25歳になられる方から、平成27年度生まれ、令和4年に17歳になられる方までの女子で、郡上市では1,328人がキャッチアップの対象となっております。

キャッチアップ接種期間は令和4年4月から令和7年3月までの3年間となります。

接種費用につきましては、令和4年度予算に計上させていただいております。

郡上市におきましては、令和4年から対象の方に対し案内し、接種機会を逃してしまった方に対する接種機会があることを周知してまいります。HPVは人間にとって特殊なウイルスではなく、多くの人が感染しますが、そのウイルスの一部が子宮頸がん等を発症します。HPVには約200種

類の型があり、これらの型別に番号がついております。子宮頸がんの約50%から70%はHPV16型・18型感染が原因と言われております。

現状で接種できるワクチンは2種類のワクチンがありますが、どちらもHPV16型・18型に対して高い有効性が示されています。

その一方で、ワクチン接種による重篤症例も報告されておりますが、その発生頻度は低くなっております。

ワクチン接種を受けた場合でも免疫が不十分である場合やワクチンに含まれている型以外の型による子宮頸がん発症の可能性はあり得ますので、ワクチン接種とともに定期的に子宮頸がん検診を受けることが必要です。

郡上市におきましては、ワクチン接種の周知や啓発等に努めるとともに併せて20歳以上の方に対する子宮頸がん検診の受診勧奨も行ってまいります。よろしく申し上げます。

(1番議員挙手)

○議長（山川直保） 本田教治議員。

○1番（本田教治） 御答弁ありがとうございます。

予防接種は世界で100国以上で行われておりまして、イギリスやオーストラリアでは接種率は8割以上です。一方、日本では、最近では1%未満となっております。その背景には、皆さん御存知のとおり、平成28年7月、テレビ等で話題になりました健康被害を受けたとして国と製薬会社を相手に集団訴訟は衝撃的で記憶に新しく、低接種率の要因になっているのではないのでしょうか。裁判は今も続いているようでございます。

日本産科婦人科学会によりますと、ただいま部長からもお話がありましたようなことですが、国内では毎年1万人の女性が子宮頸がんにかかり、約3,000人が死亡しているとのこと。ワクチン接種により年間3,000人、死亡者の75%の2,500人の命が助かる。年間1万人のがん罹患患者を7,000人に減らせる。子宮がん移転の切除の手術、年間1万3,000人を6,300人に減らせる。リスク・副反応らしきものは10万分の1.5件、0.0015%、また、厚労省からWHOでもHPV感染やがんになる過程の異常を90%以上予防できたという報告もあり、引き続いて起こる子宮頸がんの予防効果が期待されるとあります。

私は実際に伺ったお話で、ある女性、御本人がお話ししてくださいました。その方は、このコロナ禍にて産婦人科への定期健診に、病院に行くことをためらい、その間に子宮頸がんを発症されて、現在、手術後の経過観察に病院通いをされております。コロナ禍で病院に新型コロナウイルスを持ち込まないか心配で定期検診を怠ったことを大変悔やんでおられます。子宮頸がんワクチン接種をされていない方の定期的な検診をどうか受けてくださいということでありました。

この話を伺い、本当に新型コロナウイルス感染症の影響はいろんな場面で一人一人にまで影響を及

ぼしている結果に悲しみを覚えました。

田口部長、ありがとうございました。この質問のタイミングで、国が4月から定期接種として24歳を対象にしてくださいという御答弁を頂き、本当に安心いたしました。ありがとうございます。

続きまして、予防ワクチン接種の質問は、带状疱疹予防ワクチン接種についてでございます。

50歳以上の人は、ワクチンを接種することによって带状疱疹を予防すると言われております。日本人成人の90%以上は带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏することによってできる抗体を有しているようです。これは多くの方が子どものときに感染する水ぼうそうが水痘・带状疱疹ウイルスの感染によるもので、感染したウイルスは、水ぼうそうが治った後も症状を出さない状態で体内に潜み続けております。

このように、子どものときに、水痘・带状疱疹ウイルスに感染した人はこのウイルスに対する免疫を持っていますけれども、獲得した免疫は年齢とともに弱まり、带状疱疹を発症してしまうというリスクが高くなる傾向があります。また、一度、带状疱疹になった人でも体の免疫力が低下すると再び発症する可能性があります。

1回の接種費用が郡上市のとある病院で行いますと8,000円だということです。2回接種するため1万6,000円の自己負担となり、接種への費用が大きなハードルの1つになっているのではないのでしょうか。

郡上市の50歳以上の人口は2万としても1万6,000円を掛けますと3億1,000万円ほどとなります。全額補助ではとても苦しいと思われれます。

これが定期接種・任意接種の対象となれば、費用の一部に対して地方交付税処置が図られ、個人の経済的負担が軽減されるのではないのでしょうか。

ワクチンの種類は2種類あり、ビケンとシングリックスとあります。岐阜県は費用助成を行っておらず、調べましたら名古屋市が行っておりました。

名古屋市を例に挙げますと、ビケンは1回の接種で済みますが、費用が8,000円。その8,000円のうち自己負担は4,200円で済みます。

デメリットは1回接種の弱いものでございますので5年経過すると50%有効性が低下するとのことです。

シングリックスは1回2万円かかります。それを自己負担、1万800円とし、2回接種でございます。高額となりますけれども予防効果が高く、維持期間が長いというふうにされております。

郡上市のとある皮膚科では、8,000円を2回接種ということをおっしゃっていただきましたが、病院によって違いがあるのかなということも思いました。

国に対して、定期予防接種となるよう働きかけながら、郡上市として、現在は任意接種対応にて名古屋市のように緊急に接種補助対象にしていだけないか、そのことで御答弁をよろしくお願

いたします。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

带状疱疹は、水膨れを伴う赤い発疹が体の左右のどちらかに帯状に出る皮膚の疾患です。症状の多くは、上半身に現れ、顔面、特に目の周りにも現れることがあります。強い痛みを伴うことが多く、症状は3週間から4週間ほど続きます。多くの場合、皮膚症状が治ると痛みも消えますが、神経の損傷によってその後も痛みが続くことがあり、これは带状疱疹後神経痛、PHNと呼ばれ、最も頻度の高い合併症とされております。また、带状疱疹が現れる部位によっては角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症などを引き起こすことがあります。

議員の御質問にありました子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが体の中で長期間潜伏感染し、加齢、疲労、ストレスなどによる免疫力の低下が発症の原因となることがあります。

带状疱疹が周囲の人にうつることはありませんが、日本では50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人がかかると言われております。

带状疱疹にならないために必要なことは、日頃から体調管理を心がけ、免疫力が低下しないようにすることが大切とされております。

带状疱疹ワクチンについては、現在は任意接種となっており、対象年齢は50歳以上となっております。

水痘生ワクチン、ビケンと带状疱疹ワクチンシングリックスの2種類です。

接種回数は1回から2回。带状疱疹ワクチンとしましては、平成30年3月に海外製のワクチンが製造・販売承認され、令和2年1月から販売が開始されました。比較的新しいワクチンとなります。

接種には2万円から3万円の費用が必要になり、自治体によっては助成制度を設けて接種を勧めているところもあります。

平成30年に開催されました厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会、予防接種基本方針部会、ワクチン評価に関する小委員会において带状疱疹ワクチンについて協議がなされておりますが、その際には、効果としては带状疱疹ワクチンについては50歳以上で97.2%、70歳以上で89.8%の免疫力上昇との報告がありました。

安全性については特段の懸念は報告されておませんが、WHOでは、各国の研究からほとんどの国では带状疱疹の疾病負荷、疾病負荷とは経済的コスト、死亡率、疾病率で計算される特定の健康問題の指標のこととなりますが、この疾病負荷がはっきりせず、比較的新しいワクチンの定期接種化に関して推奨するものではないとした上で、しかしながら高齢者人口を抱える国や、高齢化にシフトしている国々では疾病負荷の重要性が認識され、接種のプログラムを有効と考えるならば带状疱疹ワクチンの定期接種化の導入を決めてもよいであろうとの見解を示しています。

ただ、最適な接種年齢と接種スケジュールを決めるに当たって、疾病負荷及びワクチンの有効性、防御期間、費用対効果を考慮すべきであるとの見解も示されております。

現在、国において、継続的に検討をされているところですが、今のところ定期接種とされていないことから郡上市では積極的な接種を勧めてはおりません。

任意接種であるため、市内での接種実績は把握できませんが、公立病院である郡上市民病院、国保白鳥病院での令和3年度接種実績については、郡上市民病院では実績なし、国保白鳥病院では水痘生ワクチンが7人に対し1回ずつの接種、帯状疱疹ワクチンが1人に対し2回の接種という状況です。

現時点では、帯状疱疹ワクチンに対して公費助成を行う予定はありませんが、今後、国のワクチン接種に係る方針などを勘案しまして医師会等からの専門的な知識による助言を頂きながら適切に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(1番議員挙手)

○議長（山川直保） 本田教治議員。

○1番（本田教治） ありがとうございます。

市内のとある皮膚科の先生に「年に何人ぐらい診察にみえますか」と伺ったんですけれども、年といわず毎日に近いぐらい診察にみえるところも1日に3人みえるところもあります。また、その後の後遺症に悩まれる方もかなりみえるということです。

薬剤師に伺いましたが、慢性疼痛といって湿疹が収まった箇所が神経痛のような痛みをずっと伴うことがあるらしいです。

実際に後遺症に悩まされている方々からお話をお聞きしますと「気分が晴れず、頭がぼーっとしている。めまいが突如したり、階段の上り下りが恐怖だ」ということを伺いました。「議員さん、何とかしてほしい」というふうに頼まれましたけれども、私は医者ではありませんので治療はできませんけれども、議員としてこのような帯状疱疹の発症を防ぐワクチン接種の費用一部補助を認めていただくよう働きかける、それが私の仕事だと思っております。どうか引き続きよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

3人に1人が帯状疱疹にかかった、発症したというデータも出とりますけれども、この部屋に七、八人は見えるという、そんな状況ではないでしょうか。ゼロではないと思います。現に私は2回かかりましたので。

では、最後の質問をさせていただきます。

自主運行バスとデマンドタクシーの併用運行についてでございます。

令和2年9月の一般質問にて、さらなる地域密着型交通網についてと御質問をさせていただいた経緯があります。

平成30年度に郡上市地域公共交通網形成計画事業、交通空白地の解消事業に取り組み、その後、令和3年度には南部において一部交通空白地の解消にデマンドタクシーによるコースの見直しを実施していただき、感謝しております。

利用者は急激に増加とはいきませんが、運転免許を返納された方にとっては望みの綱で、今後、利用者の増加が期待されると思っております。

令和2年度の決算によりますと、自主運行バス運行経費として20路線車両12台となり、経費も自主運行バスに限っては7,040万円となっております。

市全体の公共交通費対策費用は2億370万円とかなりの予算をかけている状況でございます。なかなか採算が取れるような状況ではありません。

主要道路だけでございますけれども、では、自主運行バスが運行されており、小中のスクールバスや高校生が利用しております。登校に合わせた自主運行バスには生徒・学生で満車状態となり、地域の方々は気が引けたり、また、運行時間が早いため利用しづらいようでございます。

昼間の利用者はどうかというと本当に少ないです。また、小駄良線も朝はスクールバスとして運行し、その後の運行の利用者はかなり少ないようでございます。

小那比美並・亀尾島乗合タクシー——デマンドタクシーですが——その運行が利用者の少ない地域の方々からとてもよいシステムだと賞賛を得ております。

要予約制ではありますが、利用したいときに停留所へ来ていただけるからです。週2回と本数が少ないのは難点もありますが、今後、利用者が増えれば、そのとき考えればいいことです。

自主運行バスの合間、相生線、小駄良線、午前1便・午後1便の空いた時間にデマンドタクシーを運行させて、自主運行バスとデマンドタクシーの併用運行を考えていただけないでしょうか。現行デマンドタクシー、運行補助金として約80万円であり、プラスアルファの経費が必要となるとは思いますが、その方法ですと自主運行バスの運転手が空いた時間にデマンドタクシー運転手として待機できると業者の方からも伺っております。

公共交通会議を年間5回開催され、見直しなどの協議も行ってみえます。できるだけ経費を抑えつつの対応をお考えいただきたい。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） お答えを申し上げます。

現在、平成30年度から令和4年度までを計画期間としました郡上市地域公共交通網形成計画に基づきまして、交通空白地の解消ですとか通院、買い物などの利便性を考慮した運行ルートやダイヤの見直し、また車両等のバリアフリー化などに取り組んでおるところでございます。

ただいま御紹介いただいたとおり、直近では、美並地域において市の自主運行バスのルートや運行時間の見直しを行いまして、昨年1月から新たな運行体制に移行をしたところでございます。

利便性向上のため、運行日数は従来よりも増やしながらも地域の皆さんからの御意見を伺う中で週2日は御利用が少ない午後の運行は行わないということにしたほか、民間事業者が運行しやすデマンド方式の小那比・亀尾島乗合タクシーと路線の一部が重複しておりました美並・八幡線を廃止しまして、小那比・美並乗合タクシーとして一本化するとともに、亀尾島地区の皆さんに対しては新たに単独路線を設定しまして、亀尾島乗合タクシーとして運行をさせていただいております。

御質問の自主運行バス相生線につきましては、小那比地区や相生地区において、1日に4便、平日の週5日で運行をいたしております。

以前からスクールバスとの兼用で運行しておりまして、第1便の自主運行バスとしての運行が終了しますと、スクールバスに切り替えて、児童生徒の皆さんの運送を行っております。

その後、昼間の第2便と第3便はスクールバスとしての利用時間を下げた時間帯の中で運行した後、再び下校等のスクールバスとして運行しまして、最終は夕方の第4便ということになっております。

このように、公共交通だけではなくて、スクールバスとしても運行するなど、バスの空き時間を極力減らし、効率的な車両の活用を行うことにより、経費の節減に努めておりますので、とりわけ登校時には小学校などの始業時刻に間に合わせる必要があるということから始発が早くなっておりますので、一般利用としては少し不便かもしれませんが、それでも高校生をはじめ毎日御利用を頂いているところでございます。

一方、亀尾島地区につきましては、地区内の路線の設定や経路の設定や人口から試算した乗車見込みなどによりましてバス路線の新設は困難であったことから長らく交通空白地となっておりますが、その代替手段としてデマンドタクシーの運行の可能性について民間事業者と協議を重ねまして、平成31年4月より事業者路線として週2日の運行ではありますけれども、デマンド方式で始めさせていただいております。

市では、公共交通網を充実させようとする中で、まずは交通空白地の解消を第一に進めてきておりまして、現行計画の策定当初に10地区ありました交通空白地が現在までに5地区を解消するなど、半減させることができっております。

しかしながら、現在も残されている5地区の解消をはじめ、公共交通はあっても週2日の運行の亀尾島地区と同じように、例えば、大和では週1日、あるいは2日、また、和良地区でも週3日の運行になっているなど、ほかの地区でも運行日が限られている地区がまだまだあります。運行の認可も一定の乗客が確実に見込めるということが必要ですが、この運行日のばらつきなどについても今後検討をしていかなければならないと考えております。

こうしたことから、御質問のございました相生線や小駄良線については、現行の1日4便かつ週5日運行を行う中で亀尾島地区のようなデマンド方式での運行をさらに追加するという必要

の多寡が把握できない中、公平性の観点からも現時点では難しいと考えておりますので御理解を頂きたいと存じます。

その上で、御利用の少ない昼間の第2便、第3便については、利用者の声を伺いながらスクールバスの運行に支障のない範囲で利用しやすいダイヤとするなど、効率性を損なわずに利便性を高める運行手法等について今後の新計画策定の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

公共交通に係る市の負担は先ほども御紹介いただきましたが、利用者の減少によりまして、利用料金も減少傾向にありますし、人件費の上昇などもありまして、年々運行経費が増加するというところで路線バス・自主運行バス共に非常に厳しい運営状況にあります。

また、運賃のみでは運行経費が賄えませんので、国や県の補助金を受けつつ、また、市の一般財源も多額に要しております、利用者負担のみならず、公共交通を使わない皆さんからも実質的には御負担頂いているという状況であります。

いずれにしましても、令和5年度からの新しい計画になります郡上市地域公共交通計画の策定に当たりましては、各地域の課題やニーズ等を把握し、市民の皆さんと一緒に協力を進める中で教育や福祉の分野とも連携し、利便性の向上と運行の効率化を共に追求しながら持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長(山川直保) 本田教治議員。

○1番(本田教治) 御答弁ありがとうございます。

交通空白地がまだ5か所残っているということで、やはり市民のことを考えますとまずそこを全部クリアにしてからまた再度いろんなところを練っていかなきゃいかんかなというふうにも思いました。

しかし、先ほど私がお話をさせていただきましたことも、まさに地域住民の生の声でございますので、可能性はゼロではないと私は信じておりますので、こういった公共交通の会議を通し、少しでも市民の要望に応えられますよう、よろしくお願ひしたいと、そういうふうに思います。ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の終息とロシア・ウクライナの戦争の終息を心からお祈りし、そして、私たちの3月定例会の一般質問が少しでも市民の方々に反映されることを熱望し、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(山川直保) 以上で、本田教治議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定いたします。

(午前10時58分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◇ 森 喜 人 議員

○議長（山川直保） 12番 森喜人議員の質問を許可いたします。

12番 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 今、この時代にロシアのウクライナ侵攻が行われております。私たちにとっては予想だにできないような状況が展開されており、本来ならばプーチンも2日で終わる予定だったと。また、私たちも簡単に終わるだろうと思っていた。しかし、今、3週間が過ぎました。そして、このウクライナの国民は、自分たちの自由、民主主義、そして、法による支配の世界、国を守るために命をかけて頑張っておられるわけであります。もしかして石原慎太郎さんが生きておられれば命よりも大切なものを守るという、そういう気持ちを伝えてくださるんじゃないかというふうに思っておりますが。

今日は朝からウクライナの募金をしておられました皆様方に心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。何らかの形で私もしたいと思っておりますが、なかなか法の制限の中で何もできないというのが日本の国であります。しかしやっぱり私が思うのは心でもって支えることができるんじゃないかと。それは、軽々に逃げろとかそういうことではなくて、やはりこの彼らのこの思いを尊重するということが非常に重要だというふうに思っております。そうした意味で、本当に私は心で祈るような気持ちで彼らのために過ごしていきたいというふうに思っております。

少し長くなりましたが、今日は、古今伝授、東氏というもののことについて、歴史について質問したいと思います。私にとって非常に門外漢な質問なんですけど、誠に申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、今度の3月21日にこういった「中世の武士と和歌」ということで、これは、当然、この一つの東氏と古今伝授のお話だというふうに思います。昨年はこの「東氏と古今伝授」という連続講座も行われたということで、今、非常に取り上げられている、この郡上市にとって重要な歴史の課題だろうというふうに思っております。

私が思うのは、この東氏、今、篠脇城の発掘だとか行われておりますが、やはり発掘をしてみ分ることがたくさんあるだろうと思います。なかなか分からなかったことも実際に手をつけてみることによって分かってくるものがたくさんあるというふうに思いますが、そういう中で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、古今伝授についてであります。古今伝授とは何なのか、さらにその時代背景ということについてお伺いしたいと思います。古今伝授とはどういうことか、また、古今伝授が行われた時代はどのような時代だったのか。古今伝授を根本的に理解することは大変難しいと思いますが、基本的にはどういうふうにかえたらいいのか、古今伝授は口頭で行われたのかどうか等です。さらには、また、その時代です。当時、古今伝授が行われた時代は、応仁の乱という乱が起こりまして、応仁の乱というのは1467年です。ここからこの戦乱の世に、春秋戦国といいますか、戦乱の世に入っていきます。その一つのきっかけになった争いであるということも言われています。このときにこの激しい時代の中でこの古今伝授がなされたということでもあります。

その中でも、郡上でも逸話がありまして、斎藤妙椿（さいとうみょうちん）が東氏を攻めたこと。斎藤妙椿というのは斎藤道三の先祖ですね。先祖ですが、その妙椿が東氏を攻めて、そして、篠脇城を攻めたんですね。その後、宗祇の仲立ちによりまして戻ってきたということでもあります。そうしたことを背景も含めて説明を頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（山川直保） 森喜人の質問に答弁を求めます。

佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） それでは、私からは古今伝授とはどういうものか。一般的に書物で解説されております内容ですとか、古今伝授の時代背景、それから、東氏のことについてちょっとお時間を頂いて触れさせていただきたいと思ひます。

古今伝授とは、明治書院刊行の「和歌文学大辞典」によりますと、ちょっとくどい説明になるかもしれませんが、古今和歌集の解釈を中心に歌学、「歌」を「学ぶ」と書きますが、歌学（かがく）や関連分野の諸学説を口伝（くでん）、口伝えです。口伝、それから、切紙（きりがみ）。これは「切った」「紙」と書きます。切紙。それから、抄物（しょうもつ）。これはどういう字かといいますと「戸籍抄本」の「抄」に「物」です。「抄物」によって師から弟子へ秘説相承。「ひせつ」というのは「秘密」の「秘」に「解説」の「説」。「説く」という字ですね。秘説。「そうしよう」は相受け賜る。「相談」の「相」に「承諾」の「承」。「秘説相承」の形で授受することとあります。

先ほど申しました切紙と申すのは、現在で申すのとA3判の紙を横にした程度の大きさに切った紙に秘説を書いて授受することとあります。

「抄物」とはその秘説の抜き書き。秘説相承とは、師が――師匠ですが――師が認めた認定を代々受け継いでいくことをいうという意味でございます。

このことを解説させていただきますと江戸時代の終わりまで和歌の教科書とされた古今和歌集に収められた和歌の詠み方や解釈等を中心に「伊勢物語」「源氏物語」、百人一首など、関連する分野の学説を先ほど申しました師が認めた門弟が代々受け継いでいくことを「古今伝授」といい、時

代や流派によって異なりますけれども、基本的には師が認めた門弟への口伝、口伝えで受け継がれていったものとされておりまして。

東常縁から宗祇への流派であります二条宗祇流では、古今伝授は6段階に分かれておりまして、「古今和歌集」に収められている和歌の詠み方を伝授する清濁（せいだく）、「清い」という字に「濁」、「濁る」という字を書きます。「清濁」。それから、「古今和歌集」を講釈する談義（だんぎ）。「相談」の「談」に「義理」の「義」です。「談義」などからなります。

中でも奥義とされたのは、先ほど申しました切紙と言われる伝授でございまして、その紙の面、紙面には単語のみ、例えば、「ももちどり」というふうに書かれておりまして、それに関する内容は口伝されたということが書物等では書いてございます。

先ほど申しました「和歌文学大辞典」などによりまして、古今伝授は、狭義、「狭い」「意味」。狭くは、遡ることができる最も古い資料からは東常縁から宗祇への伝授をもって成立したとされておりまして。

一方で、広くは、鎌倉時代、初期以降の歌道伝授、「歌」の「道」の伝授である和歌の注釈ですけれども、歌道伝授を含むものとされておりまして。平安時代の終わりから鎌倉時代初めの院政期におきまして和歌を専門とする貴族、公家ですね。公家の家が現れてきます。その家ごとに「古今和歌集」をはじめとする和歌の注釈書が著され、口伝でその秘説を伝える形式が成立いたしますけれども、これを広い意味での古今伝授の成立とするものでございます。

その公家の家の一つが二条家ということで、その家の二条家の和歌の流派を二条流といひます。郡上東氏はこの二条流の和歌をたしなんだようであります。

郡上東氏は天皇らが編集を命じた勅撰和歌集に和歌が採られる、いわゆる採用される勅撰歌人の家、すなわち優れた和歌を詠む歌人を代々輩出する家として当時の社会では認識されていたようであります。常縁はその東氏の一人として和歌の主流派である二条流の門弟となって和歌を学び、二条流の古今伝授を師である堯恵という人から受け継いだということになっております。常縁は師が亡くなる直前まで教えを受け続けたとされておりまして。

また、先ほど森議員さんがおっしゃった応仁の乱という戦乱のさなかで常縁から宗祇への古今伝授が行われたということについて、京都大学の長谷川千尋准教授という方がおみえになりますが、長谷川准教授によりまして二条流の教えを最もよく受け継いでいたのが常縁でありまして、その常縁の存命中に二条流の教えを受け継ぎたいという宗祇の切迫感が東国の戦陣にあった常縁の後を追っての古今伝授となったと指摘されておりまして。諸説あると思いますが、長谷川先生の御指摘ではそういうふうな内容でございまして。

なお、応仁2年に斎藤妙椿の侵攻によって奪われた篠脇城、このところは先ほど森議員が御紹介されましたが、宗祇の仲立によって戻ってきたという説もありますけれども、それを証明する直接的

な資料は残されておられません。

郡上東氏、それから特に常縁が古今伝授の祖として文学史に名を刻むのは「古今和歌集」の解釈などを師が認めた門弟が代々受け継いでいくこと、これは先ほど申しあげました秘説相承であります。こういう秘説相承という、言わば教育プログラムを確立した点であると言えると考えております。

それから、東氏の関係でございますが、郡上東氏の中には常縁のおじやきょうだい、子らが京都の京都五山、臨済宗の菩提寺ですが、その京都五山の禅僧となっております。建仁寺の住職となった正宗竜統や今川義元らの師であり、同じく建仁寺の住職となった常庵竜崇は知識人として活躍をしております。

こういう時代背景の中で、このように郡上東氏は歌を詠む一族として、また、多くの五山の禅僧を輩出するなど、武家であるとともに全国に名を残す文化に秀でた一族であったということが言えると思います。

以上です。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 聞けば聞くほど分かんなくなるんですが、丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

東常縁のことも完璧に分かるわけではありませんし、宗祇のこともよく分からないんですね。そういう中で、この古今伝授がなされたということなんですが。

2つ目の質問に行きますけども。

静岡県の三島市が古今伝授のまちということでしっかりと石碑を建ててこのふるさとおこしをしておられるということでもあります。このことをどういうふうに捉えるのかということだと思えます。そして、あえて大和伝授と言いましたけど、大和のことと関連してどんなふうに捉えるのかなということをお聞きしたいと思います。これは郡上市の中でもいろんな意見がある方がみえるので、郷土史家といいますか、地域史家、郷土史家という中、ではなくて、「地域史家」という言葉があるかと思うんですが、日置市長も一人の地域史家で、非常に詳しい方なのでお聞きをしたいというふうに思うんですが。

文明年間に、文明3年3月21日に三島千句が三島神社で奉納されたと。記憶はしっかりとあるそうであります。

古今伝授はいろいろなところで、いろいろなときに行われているわけですが、古今伝授が行われたときには東常縁は実は関東に出兵をしていたということで、宗祇が三島を訪ねて行って、初度の古今伝授が行われたという文献があるということでもあります。三島では地域おこしのメイン

として動いているということですね。

それから、この大和伝授、あえて大和伝授と言いましたが、文明8年から9年にかけて宗祇が美濃を訪れていたことからこの間に郡上を訪れて古今伝授が行われたのではないかというふうに言われていますが、行われたという文献は残っていないと。ただ、この時期、その古今伝授を受けたという記録がどこかに残っているそうなんです。

そういう中で、この三島伝授を踏まえて大和伝授との関連性をどういうふうに捉えていくのかと。そして、郡上市でもって今度どういうふうに発信をしていくのか。さらに、先ほど申しましたように、大和であるのか、八幡であるのか分からないということもありますので、そうしたことをどう捉えるのか、そして、三島との古今伝授とのつながりですね。こういったものをもって交流を進めていくことはできないか、こういった点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。私も全くの門外漢でございまして、決して学問的な裏づけがあるわけではありませんが、私が感じていることを申し上げたいと思います。

古今伝授ということ、あるいは、古今和歌集というものをどう考えるかということですが、先ほど教育次長が答弁しましたが。

私はいろいろなところで言うんですけども、「古今和歌集」という最初の——「万葉集」はちょっとさらに時代が古いんですが——その後の「古今和歌集」というのは最初の勅撰和歌集ということで、醍醐天皇の命によって編集・編さんされたということで、西暦でいいますと905年ぐらいにその勅令があったということで、それから恐らく10年ぐらいかけてその歌集を編集したんじゃないかと言われております。

したがって、東常縁のあの古今伝授のところから見てもさらにその「古今和歌集」が成立したのは五百数十年前。ちょうど今私たちが古今伝授550年とって東常縁の時代を見ているのと同じくらい、「古今和歌集」の成立は常縁の時代からいってそれくらいの時間がたっている古い日本の伝統の言わば和歌の古典であったということだろうと思います。

それが、一体、「古今和歌集」というのはどんなものだろうかとか、どういう歌があって、それはどういう解釈なのかということは、当時の印刷技術もありませんし、いろんな技術がないところで、本当に、その伝統を受け継ぎたい、あるいは、分かってほしいという人たちが熱意を持って、まさに師と弟子という形で伝えていった非常に貴重なものだろうとは思っております。

古今伝授といってもいろんなものがありますから、どこを指して古今伝授といっただけ物言っているのかということが特定できないと色々な議論は恐らくできないだろうと思いますが、先ほどおっしゃったように、文明3年、西暦1471年に常縁から宗祇に古今伝授をされたということ、そして、おっしゃったように、それは初度伝授と言われるものと、2回目の伝授と言われる、まず2回の伝

授が文明3年、1471年にあったという点は押さえておきたいと思います。

その伝授がどこで行われたかということについては、従来、2回とも郡上でやったという説と、1回目は確かに御指摘があったように静岡県の三島でやった、しかし、2回目は郡上だったという説。それから、いや、2回とも三島あるいは関東で行われたという3つの説があるということだと思えます。

郡上では、例えば、私がちょうど高校へ入る前の時代まで郡上高校の校長先生をしておられた河村定芳さんですね。河村定芳さんという方が書かれた、非常にこれは私は価値の高い名著だと思いますけども、「東常縁」という本があります。これでは、2回とも郡上で行われたというふうに解釈しておられます。

ただ、今、三島伝授という説は初度伝授、それから2回目の伝授が文明3年に行われたということは恐らく、皆、争いがないんですが、そのちょうど最初の伝授が行われてるときに、今、御指摘があったように、静岡県の三嶋大社で宗祇が千句の俳句といますか、それを独吟という形で三嶋大社に奉納したということがはっきり伝わっているということで、そうすると、その時点では宗祇は三島におったんじゃないかと。当然、直接伝授をするということになれば、常縁も三島におったんじゃないかという説だということだと思えますね。

これもいろいろ三嶋神社の宗祇の千句、独吟というのは、いろいろ巻物の後ろのほうか前のほうかは分かりませんが、これは文明3年のいつやったと書いてあるんですが、それを書いた後書きといますか、その言葉書きが「文明9年に書いた」と書いてあるんですね。だから、かなり後になってからそのことは書いてあるんじゃないかというようなこともあって、河村さんなんかはちょっとその点も疑ってみる必要があるんじゃないかという指摘をしておられます。

いずれにしろ、そういうことで、歴史というのは、どんな資料が残っているか。その資料の価値をどう評価するか。あるいは、その資料をどう解釈するか、それによっていろんな推論とか推定とかいろんなことが出てくるということで、そこに学説というものが出てくるんだというふうに思えます。

そういうことですから、はっきり言ってしまえば、両度、その2回とも。2回。「両方」の「度」ですが、2回のあれがいつ行われたかということは決め手はなかなか学問的にはないということで、今もいろんな学説があるということだと思えます。

ただし、今はやはり「三島独吟千句」という資料に残っている文明3年にあの場所でそういうふうにやったと。しかも、あの俳句は東常縁の子どもが風邪にかかって、その快癒を祈念して詠んだということまで、おまけに、いわくはそういうことでありますので、恐らくそういうことで。

今、大和の大和村史も非常に詳しい考証をしておりますけれども、何といたしますか、両方とも郡上で行われたんじゃないかと言っているんですけども、しかし、最初のは三島で行われた可能性も

強いということ、両説をちゃんときちっと書いております。

そういうことで、これは決め手のない話ですし、今、私たちがこの古今伝授、550年といういろんな催し物等をやっているところでは、いろんな先生方の客観的な、学問的な裏づけのあるところで、恐らく最初は三島でやられたんだらうということで話を皆さんにしてもらっているというのだらうと思います。

ただ、2回目というのは。2回目、ちょうど1回目と2回目の間に常縁のお兄さんであるこの篠脇城を奪われた氏数という人が亡くなるんですね。亡くなって、後を継いだわけなんで、当然そういう自分のうちのお兄さんが亡くなって、常縁が後を継いだということは、最初は三島におったかもしれないけれども、その2回目の前に郡上へ常縁は必ず帰ってきているのではないかという推測もあるということで、2度目は郡上ではないかという説があるんです。

ただ、2度目の伝授は、上総国の大坪元清という人が一緒に聞いたということが書いてあるものですから、やっぱり向こうじゃないかという説が非常に強いということも事実です。

そういうことで、決め手のない話ですが、先ほど話を戻しますと、三島市はそういうことで、三嶋神社の関係で、あそこも「古今伝授の里」といっております。ちょうど平成25年に三島市長さんから私のところへ電話がありまして、「郷土歴史資料館をリニューアルしたので、郡上市のいろんな古今伝授に関する資料を貸してほしい」と言われましたので、「何点かどうぞ」といってお貸しをしました。三島のほうもそのときのパンフレットもあるんですけども、古今伝授のまちで「三島と郡上大和」とはっきりと書いていただいて、いろんな説があるけれども、二度とも三島ではある可能性もあるけれども、ひょっとすると後のほうは郡上だったかもしれないということも書いてあります。こういうことを機に郡上市と交流を深めたいということも書いてあります。

そんなことで、その後も私も歴まちサミットとかいろんなことで三嶋大社へ行ったり何かしておって市長さんとは仲良くしておりますが、特別の目立った交流ということはありませんが、こうしたことをやる過程の中でやっていければというふうに思っているところでございます。

いずれにしろ、この辺のいろんな説があるのは、東常縁がやはり将軍の命によって関東へ言わば戦いに出かけて行って、十何年もいて、それで篠脇城の落城があったり、それを和歌で取り戻したとか、あるいは、そういう伝授という中でその間の所在がはっきり分からないということですね。そういうことで、それは宗祇はかなり文献を残しておりまして、いろんな足取りが分かるんですけども、その2人がどこで会ったか。

それから、古今伝授は文明3年のその2回だけではなくて、何回もやって、それで特に大事なことは宗祇が常縁から聞いた文明3年の講義内容も自分で筆録を、筆記をして、それで、師匠である宗祇にこれでよろしいかということの確認を求めているということも非常に大切なことだらうというふうに思います。

質問をされたことについて、全部お答えしているかどうか分かりませんが、取りあえず。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 一つだけ、大和か八幡かという話が出たということなんですが、そのことについて、私は、答弁準備していただいているかもしれませんが、郡上ということではいいのではないかと私は思うんですね。そうしたことでまとめていただいて発信されてもいいのではないかなという気はしております。

その辺は特にありますか。すみません。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 申し忘れましたが、郡上か三島かということのほかにもまさに郡上であったらいつどこでというのは、これもまたいろいろ議論はあるだろうと思いますので、私は大いに、これからも新しい資料の発掘もあるかもしれませんが、学問的にこれに基づけばこうだということを研究をしていただくのは非常に大事なことだろうと思います。

八幡に宗祇水があり、宗祇屋敷というものがあったということで、宗祇はあそこからいわゆる伝えられている古今道という道を伝えて明建まで行ったんだという説もあるし、いやいや、そんなにあの時代に遠くにそんなところまで行くはずはないと。もうちょっと、むしろ東氏も八幡に何らかの拠点があったんじゃないかということと言われる方もあるということだろうと思います。

八幡のお城は出ておりますいわゆる東常慶が越前からの攻撃を受けてこっちへ移った、東殿山へ移った城と、もっと前の東益之という人がこの東殿山の一番山頂に赤谷山城という城をつくったという。あるいは、それがそういったことでこの八幡のまちが当時どんな様子であったかとか、そういったようなことも十分研究する必要はあるだろうというふうに思います。

私は、確かに郡上の中で、さらに、どこで、いつとかという研究が進むのは大いに結構だと思いますが、大切なことはどこで行ったということよりも、むしろ東常縁、あるいは、東家という、この中世に拠点を持った東氏が日本の和歌文学史の中で非常に重要な役割を果たしたということをややはり郡上市民としては誇りに思っているんじゃないかというふうに思います。

もちろん、この常縁の古今伝授そのものも和歌の発展に大きな障害をしたという、マイナス面の評価を、例えば、本居宣長とかそういう人たちはしておりますので、ただ、礼賛一辺倒のことではないと思いますけれども、そういった点、いろんな、学問的な研究は研究として、歴史的なロマンはロマンとして、ただし、節度を持って考えていく、あるいは、それを資料価値を大事にしていくということが必要ではないかと。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保） 森喜人議員。

○12番(森 喜人) ありがとうございます。

本当に当時の東氏のすばらしさといいますか、五山文化の、五山の山というのはお寺ということだそうですが、一つのお寺の住職を務めたり、その中で五山文化の重要な位置を占められた東常縁のおじさんに当たる方が2人、それから、きょうだいも2人、それから息子さんが1人。それで、千葉家からも何人か出るといったことで、七、八人の方々がその五山文化の大変重要なポストに就いておられたと。大学、東大・京大の大学教授ぐらいのことではなくて、外交であるとか産業であるとか、そうしたことで影響力のあるそういった人たちがこの大和から、郡上から出たということが、これはやっぱり非常に重要なことだなということは非常に思っております。

このことが郡上の人たちにどれだけ分かっていたか。私も門外漢でしたのでほとんど知らなかったんですが、勉強する機会がありましてこういったことになりました。

当時の郡上というのは、決して私たちは山奥だと思っているんですが、山奥ではないといいますか、非常に文化的レベルも高いですし、交流も非常に盛んだったということが言われております。

そういう中で、例えば、東氏とはちょっと離れますが、白山神社なんかも宋版一切経というのが、これは南宋時代に中国から来たというふうに言われていますが、このこともあまり分かっていないですよ。ちょうどこの時代に、この時代よりちょっと前からこの時代を重ねて、そして、その期間が南宋時代ですから。その時代に実は宋版一切経が起きていると。これは全国でも10か所ぐらいしか来ていないんですけども、この1つが長滝にあるという。こういった研究も重ねてやっていただけるといいのかなということも思ったりしますし。

あとは、私どもも、私は高鷲ですから、山田庄があって、それから、何ですか、気良庄があって、そして、白山神社があって、そして、この鷲見家があったということ。

ここら辺の動きというのは非常に勉強すべきことが多いと思うんですが、そうした意味で、この東氏をきっかけとして、さらに郡上市の勉強を深めていくということが重要ではないかなと思います。

古今伝授によるまちおこしというのは、恐らく過去の一億創生の関係で始められたということではなかったかなと思っておるんですが、そのときにこういった大和伝授、もしくは三島伝授ということの検討もされたのかなと。ちょっと私も疑問があつたりしますが、ここまで来ておりますので、本当にどんどん進めていただきたいと思います。

郡上市の魅力を伝えていく中で、郡上の都合だけではなく、学問的に議論がしっかり耐えられるかどうかという、そういったことが非常に重要だというふうに思います。そうした意味で、例えば、今後いろんな研究をするにおいても、例えば、岐阜大学であるとか、そういう包括的に結んでいる大学等があります。そうしたところの教授であるとか学生さんであるとか、そうした方々が郡上の歴史に関心を持ってもらって、研究を深めていくということは非常に重要だと思いますし、学芸員

の方々もちろんみえますが、そうした方々の努力も必要でしょうし、それから、学会等でいろいろな学会で発表する学会がありますよね。そういった場でもどんどん発表をしていただいて、そして、それをいろんな批判を受けて、そして、その中で郡上市の歴史というものをしっかりと内外の方々に認められて構築していくといいですか、そうしたことが重要ではないかなと思うんですが、その点について、郡上市の歴史的魅力を生かす道ということでお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをしたいと思います。

郡上市のいろいろな価値のあるものをやはり正しく評価して、これを後代に伝えていくとともにまた活用もさせてもらうということは非常に大事だと思いますが、それが確かに御承知のように、御指摘のように、単なる学問的基礎を欠いたお国自慢、地域自慢みたいなものになってはいけないというふうに思っております。

そういう意味では、しかし、例えば、古今伝授を扱った大和村史、こういったものも古今伝授について10ページ以上の紙数を費やして、非常に克明にいろんな検証をしております。

それで、先ほども言いました三島説もあるということもきちっと書いてあります。

そういう意味で、この大和村史なんかの、あるいは八幡町史なんかもいろんな研究をされたんだと思いますが、そういうものの中では、当時やはり専門の先生方、そういった先生方にも十分御指導を頂きながらつくられて、非常にレベルの高い村史だという評価を受けているというふうに思います。これまでも島津忠夫先生とかいろんな先生方、第一級の先生方の御指導を受けておりますし、現在も今回のいろんな催し事については京都府立大学の准教授、竹島先生という方に学術アドバイザーになっていただいて、御指導を頂いております。この竹島先生の講義を何回か聞いても決して郡上に都合のいいことをおっしゃいません。「これは分からない」とか「これはこうじゃないか」というようなことを率直におっしゃっておられますので、私はそういった先生方の御指導を得てやはりおっしゃるように客観的な歴史の掘り起こしとその活用が必要だと思います。また、岐阜大学とかそういうアカデミーの部分との協力ということも今後考えていきたいと思いますが、問題はそういったそれぞれのところにそういう専門の先生がいらっしゃるかどうかということだろうと思っております。

いずれにしろいろいろといろんなところで御協力を頂いていかなきゃいけませんし、何か主張を、歴史的なことをするとすれば、それは客観的な議論に耐え得るものでなければいけないということは私も思っております。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） すみません。2つ目の質問をちょっとできませんので、よろしく願いました

と思います。

実は、私の娘、一番下の娘がいます。その娘の友達が郡上市の職員になってみえます。その方が娘伝いに聞くと郡上市の歴史がすばらしいということなんですよね。郡上市に住んでいる人よりも郡上市の外の人の。外の方なんです。美濃加茂の方、子なんです。この子が郡上市の歴史が本当にすばらしいので郡上市の職員になりたいということで郡上市の職員で見えるんですね。

本当にそうした郡上市の歴史というのは本当に外から見るといいですか、私たちもそうなんです。すが、すばらしいんだろうと思いますので、そうしたことをもっともっと深掘りして多くの方々に伝えていっていただくといいなと思います。

実は私も高鷲の歴史研究の一人に加えていただいてやっておるんですが、なかなか資料がないとかということがあります。そういう中でもしっかりとしたものを後世に残したいといいますが、そういう思いでやっておりますが、こういった本当に重要な内容についてさらに今後深めていただきたいと思っています。

これからこういった、明日、21日ですから、こういったものの講演があるわけですが、この天地の神々の（ ）武士の心を動かす、それは和歌なりということで、当時の武士の振る舞い、これは出てこなかったんですが、ステータスとしてこの和歌というものが重要なものであったし、それから、この関ヶ原の戦いを終えて、そして、江戸の安定した時代に入ってまたこの芭蕉という人が出てきました。芭蕉という方が全国を僧の格好をしてずっと回りながら歌を詠って俳句を詠んでいったと。そういうやはりこの日本には伝統的なものがあるんだろうなというように思うわけがあります。

本当に門外漢の質問でありましたけれども、さらに勉強を深めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、森喜人議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時54分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 三 島 一 貴 議 員

○議長（山川直保） 6番 三島一貴議員の質問を許可いたします。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

きます。今回は2点の質問をさせていただきます。

1つ目がコロナ禍における学校運営、2つ目が運転免許証自主返納についてということです。

この質問を考えた理由は、今年1月に入って今もまだ猛威を振るっております第6波が始まったところでありまして、そのことでこの質問を考えさせていただきました。

まず、最初に新型コロナウイルスに感染された方、まだ治療中の方も見えると思います。お見舞いを申し上げます。そして、医療従事者の方、また、コロナウイルスに対応していただいている行政職の皆様には本当に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

コロナ禍における学校運営ということですが、1番目にこの第6波における学校への影響ということで質問させていただきます。

本当に今年の1月に入って、12月頃には一度落ち着いていい年末を迎えられたなと思って、年始もどうなんだろうと思っておりました。1月、冬休み、子どもたちは冬休みが明けた途端に学校で陽性者が出ました。そして、PCR検査、また、濃厚接触者ということで、急遽、学級閉鎖等も行われたと聞いております。

このことについて、今の状況をお聞きしたいと思います。児童生徒の感染状況やら学級閉鎖の状況等を教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（山川直保） 三島一貴議員の質問に答弁を求めます。

佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、学級閉鎖等の基準からお話をさせていただきます。

市内の学校では、県が定めるガイドラインに沿って新型コロナウイルス感染症に対応しております。その中で学級閉鎖等の基準はこれまでは、といいますか、以前は、学級で新型コロナウイルスの感染症の陽性者が1人でも判明した場合は、その児童生徒の最終接触日の翌日から5日間を学級閉鎖とし、その学級閉鎖が同一学年に複数発生した場合は、当該学年を学年閉鎖。学年閉鎖が複数発生した場合は、学校全体を臨時休業とするという基準でございました。

岐阜県へのまん延防止等重点措置が再延長されました、3月7日以降でございますが、県のガイドラインに基づき、少し緩和されたという状況でございますけれども、ガイドラインに基づき学級に1人の陽性者が判明した場合であっても教育委員会と協議の上、感染防止対策を徹底しつつ、教育活動を継続することができるものとするというふうになりました。

その上で、濃厚接触者の候補といいますか、可能性があるとして特定された児童生徒は速やかに自宅待機へ移行し、保健所による濃厚接触者の特定を受けて、適宜、対応することとなりました。

濃厚接触者以外の児童生徒は授業等を継続することが可能であります、同一学級内で多数の児

児童生徒がPCR検査を要するといったような場合は一定の期間を学級閉鎖とする判断もあり得ると
いうふうな基準に変わりました。

次に、小中学校への影響はという御質問でございました。

感染の拡大による小中学校の影響でございますが、議員もおっしゃいましたように、感染の第
6波が非常に広まりまして、その第6波は市内小中学校でも猛威を振るいました。

報道発表されている市内感染者数でございますが、小中学校ですけれども、1月から2月までの
間で10歳未満が79人。10歳代が65人となっております、児童生徒にも感染が広がったということ
でございます。

オミクロン株が爆発的に広がった冬休み明けから2月末までの期間で市内小中学校で学級閉鎖を
行ったのは、2月末までの時点ですけれども、31学級でございました。それから、臨時休業の措置
を取った学校は7校でございます。

一方で、小中学校の学級内で爆発的に感染が広がるクラスターのような事案は認知はしておりま
せん。これは各小中学校においてマスクの着用ですとか3密の回避など、感染症予防対策を徹底し
た学校運営がなされているためと考えております。

そうした感染対策を講じながら子どもたちの学びを止めないように各学校の先生方は工夫をして
授業を行っておられるということでございます。

幸い、最近の小中学生の感染者数もずっと低くなってきましたし、学級閉鎖を行っているという
ことは現時点ではなくなったということでございますので、よろしくお願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長（山川直保） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） このコロナが発生して2年たって3年目に入っているところなんです、当初
の頃はコロナウイルスに感染すると何か患者のように扱われて誹謗中傷があつて大変な社会現象と
もなったのではないのかなと思いますが、今となつてはいつどこで誰が感染するかも分からない、
自分が感染者になるということが普通のような感じで、感染者の人が悪いとかそういう問題では
なくて、そんな状況ですが、学校においても、もう本当に子どもたち、児童生徒がいつ感染者にな
るか分からない状況だと思います。そんなときにやはり学級閉鎖、臨時休校ということになります
と子どもたちの勉強等にも響いてきますし、学校へ行きたいという、行けない気持ちがやはり負け
ていっていろんなことの影響が出てくると思います。そんなことにすぐ対応できる体制が必要では
ないかと僕も思っておりますが、2番目の質問に入りますが、それに関連しまして、タブレット
端末を利用したオンライン学習についてという質問をお願いしたいんですが。

今年度当初に全小中学校にタブレットを導入いたしましたね。大体、約1年間学校においてやっ
てきたんだと思っております。

私が所属する文教民生常任委員会でも白鳥の那留小学校へ視察に行かせてもらって、そこで現状を見させていただきました。そういった形でタブレットを活用しているんだという思いでおりますが、その状況を聞きたいと思います。タブレット端末を利用した今の学習状況はどんなふうか、または家庭へ持ち込んでオンライン学習の取組はどうなっているのか。また、Z o o mなどを利用したオンライン会議システムの利用等はどうかを教えてくださいたいと思います。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） 今、お話のありました1人1台タブレット端末、これはG I G Aスクール構想によって令和2年度に整備させていただいたものでございますが、このタブレット端末は各学校の先生方の御努力で非常に有効に使われていると思っております。

岐阜県内のI C T教育実証校の実践と比較しても遜色なく、そういう評価も頂いております。タブレット端末を使って自分の考えを分かりやすく発表したり、仲間同士で学び合う姿が見られておるところでございます。

郡上市では、タブレット端末を導入後にはすぐには持ち帰っての運用は行わず、まずは学校で子どもたちが正しく有効に使えるように指導をしてきました。こうした指導を重ねてきたことで子どもたちの習熟度も上がり、「使う」から「活用する」といった姿に変わってきているというふうに捉えております。

現在は必要に応じて家庭に持ち帰っての学習に使用する運用といたしております。これについては、まず、冬休み明けに持ち帰り学習の実証実験を行いまして、有効な活用方法や持ち帰りの際の注意点やトラブルを市内の学校で共有した上での実施というふうにいたしました。

一方で、コロナ禍における学習支援という形でも御報告をしてもよろしいでしょうか。

コロナ禍における学習支援としましては、タブレット端末を持ち帰りまして、オンラインでの学習を実施することが多くの学校で進められてきました。冬休み明けからオミクロン株に感染した児童生徒が急増したため、準備が整っていなかった1月前半では実施ができない学校もありましたけれども、2月末までには市内の小中学校で合わせて82学級が一斉のオンライン授業やオンラインでの授業配信による個別の学習支援を行ったというような実績がございます。

また、参考までに御報告しますと、中学校3年生におきましては、公立学校、公立高等学校入学者選抜の対応としまして、健康管理に万全を期して安心して試験に臨んでいただけるように2月28日月曜日から受験日前日の3月2日水曜日を家庭でのオンライン授業といたしました。

市内小中学校には令和3年度中にW i — F i 環境のない家庭へ貸与するモバイルルーターとオンライン授業の撮影配信用のタブレット端末を新たに整備させていただきましてG I G Aスクール構想での1人1台端末と校内高速ネットワークと合わせてオンライン授業を行うのに十分な環境が整ったと考えております。

オンライン授業を行う際は、先ほど申されましたように、ウェブ会議システムのZ o o mを活用した授業配信を行ったり、学習支援ツールを活用して資料の配布や提出をすることで双方向型の授業を行うことが可能となってまいりました。

今後も新型コロナウイルス感染症等による学級閉鎖や臨時休業が必要となったような場合、あるいは、自宅待機の児童生徒に対する学習支援についてもオンライン授業の手段の一つとして進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) この質問を思いついたのがちょうど1月の最初の第6波が広がって学校が臨時休校になったところを身近で見たときに思いついて、そのときに、今、答弁の中でありましたように、まだ持ち帰りをせずにそのまま臨時休業で終わってしまっているという現状を見たものですから、これは一般質問で問い詰めて「早ようやりなさい」と言わなあかんなどと思って構えておったんですが、さすが教育委員会、今、聞いたようにすぐ準備をされてやられたということでした。

でも、正直、本当は僕的にも今言ったようにちょっと遅かったのかなと。本当に1月の第6波のことも予想しておって、もう1年たっておったんですから、本当ならばもうすぐ対応できる体制を整えるべきだったのではないのかなと思いますが、これからまた第7波の可能性もあるということも言っておられますので、すぐできるような状況をしっかりと整えてほしいですし、また、今年は雪がたくさん降りまして、朝、大雪ですと学校が休校になりましたよね。僕のおった白鳥の辺ではいきなり朝に「休校です」といってその一日が休校になったり、そんなこともありましたので、そういうときにもやはり対応できると思うんです、このタブレットを使えば。

あともう一つが、これは僕の勝手な思いですけど、夏休み等にもこういったことというのは使えるんじゃないかなと思って。本当、僕にも小学生の子どもがおるんですけど、やっぱり休みの日というのは朝ゆっくり寝とって、休みなりの生活をしております。でも、夏休み等はラジオ体操とかに行き、しっかりと朝は早く起きていますし、どこかで宿題の観点としてそのタブレットの活用をしたり、そんなこともできると思いますし。

そんなことで、本当にこのICT機器を使うことというのは物すごく可能性が、いろんなことができますので、どうかどうかしっかりと研究をしていただいて。もう研究しとる段階ではないと思うんです。活用をして進んでいく段階だと思っておりますので、どうかしっかりとした対応をしていていただきたいと思います。

3番目の質問ですが、今度は、これも子どもたちのことですが、子どもたちのワクチン接種のことについてお聞きしたいと思います。

こちら、1月にこの質問を考えたときには全くの未定で、国のほうからは努力義務を見送ると

いう報道もあつたりして、まだ分からない状況でした。

ちょうど先日新聞発表もされたようで、郡上市もやっと方針を出されました。そんなことでありますが、詳しい情報をせつかくですので、この一般質問を通じて市民の方にも知っていただきたいと思ひますし、そんなことで質問させていただきたいと思ひます。

本当に子どもたちのワクチン接種でスケジュール等を聞きたいと思ひますし、僕がこうやっているいろいろな話を聞いているとやはり不安な方が多いんですよ。本当にこのワクチンって打って大丈夫なのかなど。うちのポストにも嫌なチラシが入ってまいりました。「ワクチンは打たないでください」みたいな。もうワクチンを否定したような新聞が入っておつたり、マスコミでもそういうふうなことを言われたりとか。

市のほう、郡上市においては、そんなことも分かつておつてアンケートを取られたということも聞いております。「市民の方、子どもたち、どうしますか」という。ですので、一応、アンケートの結果も教えていただきたいと思ひます。もう一つが、その中でもやはり打ちたくない子という方はおると思ひますが、その子たちへの対応はどういうふうを考えているのかということでお聞きしたいと思ひますので、お願いいたします。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

郡上市では、2月に新型コロナウイルスワクチン接種の対象となる児童2,221人に対してワクチン接種の希望の有無をお伺いする調査を行いました。3月8日までの回答件数は1,865件と8割を超える方からの回答が得られまして、そのうち接種を希望される方は991名、約53%となっております。

郡上市に供給される予定のワクチン数は3月中に800回分、人数にして400人分、4月中に2,800回分、人数にして1,400人分が予定されております。まずは、3月中に供給される800回分を使用しまして、年齢の高い順、10歳、11歳の希望者、約400人から接種を開始し、2回目の接種が終了したら、9歳以下接種、9歳以下の希望者の接種を行う予定です。

接種に当たりましては、医師会、医師から十分に説明を行った上で安心して接種していただけるよう郡上市医師会の御協力の下、小児科のあるいちはし赤ちゃんこどもクリニック、郡上市民病院、鷺見病院、国保白鳥病院の4医療機関において接種する体制としております。

現在、多世代への接種も実施していただいておりますので、接種体制が整った医療機関から順次開始することとしておりまして、本日、3月17日から1回目の接種を開始します。

接種を希望されたお子さんに対しましては、これまでのほかの世代の接種と同様に市で接種日時と接種する医療機関を決定して個別に御案内し、接種を進めることとしました。接種を早急にかつ安全に進める必要があることから、急な日程案内となった方もおみえになり、また、お住まいの地

域以外の医療機関へ出向いていただく必要のある方もおみえになりますが、御理解と御協力をお願いいたします。

今後、小児への接種とともに、多世代への接種状況も考慮しながら引き続き医師会と協議を行い、進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症は小児におきましても中等症や重症例が確認されておりまして、特に基礎疾患を有するなど、重症化するリスクの高い小児には接種の機会を提供することが望ましいとされています。

また、今後、様々な変異株が流行することも想定されるため、臨床試験等から有効性や安全性が確認されていること、海外でも広く接種が進められていることなどを踏まえ、小児を対象にワクチン接種を進めることとされております。

しかし、現時点において、オミクロン株での小児における発症予防効果や重症化予防効果に関するエビデンスが必ずしも十分ではないことから予防接種法第9条「接種を受けるよう努めなければならない。また、対象者が16歳未満の者又は成年被後見人であるときはその保護者はその者に接種を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という努力義務の規定は適用されておられません。そのため、接種に当たっては、御本人・御家族が納得した上で接種を判断いただくものであると考えております。

市におきましては、同調圧力やワクチンハラスメント、コロナハラスメントということが生じないように配慮をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) ちょっと詳細をお聞きしたいと思いますが、個別接種になったということは、接種のワクチンの種類はファイザーなのかと、あとは、子どもだからといって1回目と2回目の期間は同じく大人と一緒に期間なのか、ちょっとそれだけ教えてください。

○議長(山川直保) 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長(田口昌彦) ワクチンの種類はファイザーになります。大人の方と同様に3週間後の2回目接種ということになります。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) ありがとうございます。そういった形で進んでいったことはうれしく思います。予算委員会のときにもこの話が出ましていろいろ話をしましたが、こうやって無事に進んでいきましたので、今度はしっかりと進めていっていただくことをお願いしたいと思います。

聞いていると本当にこのワクチンが心配で、僕自身も副反応が出てえらい思いをしました。そう

いった大人が今度子どもに同じ思いをさせるのかということにも一つだと思えますし、そうすると、やっぱりどうなんだろうと思って、今はちょっと打たせたくないなというのが多分このアンケートの結果の半数だと思うんです。もちろんアレルギーがある方とかそんな方も見えると思うんですけど、一つやはり心配なのは、しかしながら、今は打ちたくなかったけど、これはいいのか、みんなの様子を見とったらこれは皆さん大丈夫や、ほんならやっぱり打ちたいなという人が、子が出てきたときにも、やはり市としてもすぐ対応をしていただきたいと思います。

また、これは学校のほうの話にもなりますが、打っていない子に対してのいじめ、これも予算委員会ときに教育長から答弁は聞きましたので、今日も通告していませんので質問はしませんけど、そういったことをお願いしたいですし、さっき言った副反応、これがどう出てくるかということですね。本当にひどい子だと2日3日とか、副反応の後遺症というものもあるみたいなことで、やはりそうすると打った子たちでみんなが休むと学級閉鎖になるのかということもありますけど、そういったことにも臨機応変に御対応いただければと思いますので、こういった形でぜひ進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、1番目の質問はこれで終わります、次の質問に入らせていただきます。

運転免許証自主返納についてということですが。

このことは皆さん御存じですよ。運転免許証を自主返納ということの制度がございまして、まず先にそうしたら素直に1番の質問をさせていただきます。

現在、この市内において運転免許証の自主返納の状況はということと、また、一緒に市に対してこの自主返納に対しての相談やまたはお願い事等が今まではあったかということをお聞きしたいと思しますので、お願いいたします。

○議長（山川直保） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、お答えさせていただきます。

免許の自主返納につきまして、郡上警察署が受理した返納状況でございますが、令和3年1月から12月までで133名ということでございます。

その内訳につきまして、男性が87名、それから、女性は46名ということですし、年齢別で見ますと65歳以上の高齢者の方が130名ということで、全体の98%を占めているような状況でございます。

参考までにここ数年の市内の自主返納者数につきましては、平成28年が39人、それから平成29年は88人、平成30年が109人、令和元年が174人、令和2年が143人というふうで、75歳以上の方がその8割以上を占めておるということで、昨今の高齢者による交通事故の増加等から高齢運転者の自主返納に対する関心の高さが見受けられるというふうに思っております。

それから、自主返納の相談につきましてですが、警察への相談が圧倒的に多いという状況でござ

います。その返納の理由としましては、「身体機能の低下を自覚した」とか、それから「家族の勧め」、それから、「家族が目的地まで乗せていってくれるため」「路線バスやタクシー等を利用するため運転の必要がない」というような理由やったそうでございます。

市に対しての相談につきましては、総務課のほうには特にございません。ですが、市の包括支援センターが開設してございますが、そちらの高齢者の総合相談窓口のほうには、本人や家族、民生委員から自主返納に関する相談が数件、ほんの数件であります。一般の質問の中で、問合せの中での一つとしてあったようでございます。

以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 私が地域において高齢者の方と話しておりますと、今の市内に住んでおいて公共交通網とかを見ている中で「これは免許証を返して車に乗れなくなったらそれは生活できんわ」とか「もうどこも行けんくなるな」とか、そんなようなことを聞いて、「もう無理でもやはり免許は返せん」と。「まあ、でも、そう遠いところは行かんし、軽のちっちゃい車やったらちよこちょこと乗れるで」ということで、そういった形で免許を返納されずに乗っている方も見えます。

そういった話を聞いていると、やはり返したときにどこにも行けなくなっちゃうという心配があって、返せれないというような現状は僕は聞いております。

それで、このことについて、今回こうやって一般質問をしようと思って、免許証の自主返納のことをいろいろと調べておりましたら、令和4年5月13日より高齢者講習の内容が変更されますという情報が出てきたんです。まだ詳しいことは決定していませんので、また決定次第ホームページを公開しますということですが、ちらっといろんな内容を調べておると、75歳以上で一定の交通違反の履歴のある方は実車試験、いわゆる車に乗っての試験が、試験、さっきあれですね。試験があるそうです。その試験に合格をしなければ免許が更新されない。その試験で今までは痴呆症の病気が出た方はもうおのずと免許証を返さなあかんのですけど、高齢者講習へ行って講習さえ受ければあれですね、試験をやって。認知症か。ごめんなさい。認知症の試験をやって危なくても講習さえ受ければ受けれたんですよ。

だけど、今度はそこに実車試験が入って、その試験で落ちるともう免許証は更新されないと。その試験もいわゆる免許を取得するとき並みの試験ではないのかというようなことも情報で出ました。そこまで難しくなるのかは分かりませんが、そんな試験が入るということで、多分、今までだったら、認知症試験を受けて講習を受ければ免許の書き換えができるなという感覚で行ったのが、いや、そんな車に乗ったら駄目だった。もう免許を更新できない、もう乗れない、車に乗れない、ど

うしようという人が増えてくるような感じかなと思って、余計、心配をしたところであります。

今回このような形で質問をさせていただいて、あとは、これからは多分要望になってくると思うんですけど。

今、郡上市の自主返納者に対する支援、今日はちょうど先ほど事務局のほうから配布していただきましたが、今、県内の、これは岐阜県のホームページに出ておりました岐阜県内の自治体の自主返納者に対する支援策ということで、各市町村の支援方法が出ていました。

我が郡上市は、長良川鉄道の運賃及び乗車券の半額割引、あとは、事業者の路線バスの運賃及び回数券を半額割引、自主運行バスの運賃の、これも回数券、運賃と回数券の半額割引ということで、65歳以上で自主返納をした方で2年以内ですね。これをやっております。

ほかの市をいろいろと見てみると本当にいろいろな支援をしております。僕が思うには、こういった支援というのはほかの自治体を参考にしているいろいろと決められますが、大体、そうすると都市部でいい支援策をやっておるんですけど、この件に関しては、逆に我々郡上市は都市部よりもっともっといい支援策を出さないと、こういった山間部では、さっき言った公共交通だけでは賄えない、都市部でしたら本当に細かく公共交通網が走っておって、普段でも我々大人でも車がなくても生活ができるような環境ですから、免許がなくなると住んでいけるんです。この山間地においては、もう免許がないと本当に何もできない状況であって、もう都市部よりもっといい支援策を出さないとこの自主返納者に対する満足というのはないと思うんです。

これとは別に自治体支援もありますけど、あとは、事業者支援というものもあって、今回ですと、この事業者の路線バスの運賃なんていうのは、これって事業者負担なんですよ。長良川鉄道さんでもそうですけど、自分の事業者が自分のところのサービスの一環としてやっているんですよ。だから、ここを事業者が半額にしたからといって国や県、もちろんこの市から支援があるわけではないんです。各種事業、事業者の負担。よくあるのが、次の話に行くことなんですけど、タクシー会社というのが出てくるんですけど、タクシー会社に免許自主返納の方に対して支援をお願いしても、今の状況ですとどこの……。県内を調べたらタクシー事業者の自己負担で割引をしておるんです。そうするとやはりまだ広がっていかない。そこに対して、僕が今日お願いを、要望をしたいのは市としての支援策を出せないのかと。

さっきの話、長良川鉄道や市内の事業者の路線バスが自己負担で自己のあれで割引をしていますが、正直、赤字補填があるものですから、そこの事業者が一生懸命どんどんと割り引いて出したって、そこで赤字になれば市から赤字補填が出ていますよね。だから、実質は支援をしているようなものになってくるんですけど、ここからの話、タクシー等になっていくと、本当に各事業者の独自負担になってしまうので、大変だから進んでいかない状況もありますのでということです。

郡上市高齢者タクシー等利用助成事業、これはコロナ禍において市がやりましたね。65歳以上の

者で車を運転できない者、所有していない方に1人につき1万円分のタクシー利用券を配布した事業です。

これは、僕は決算のときにもお話をしましたが、本当にこれは地域の人たちがすっごいうれしかったと喜んで、これは本当に久しぶりの郡上市のヒット商品やったなというぐらいな喜びの声ばかり聞いています。

こういった形で今回の自主返納者に対してもぜひこのタクシーの割引、回数券というんですか、そういったものを配布するようなことはできないのかということをお聞きさせていただきたいと思いますが、その辺りについてどうなのか、お答えいただきたいと思っています。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

運転免許証の自主返納は道路交通法の改正により平成10年4月から始まり、年々返納者は増えており、その返納者の多くは65歳以上の高齢者となっております。

内閣府は、令和2年度に全国の65歳以上の高齢者に対しまして実施した調査によりますと、「運転免許証の自主返納をしたことにより不便を感じているか」という問いに対しまして「不便を感じている」という回答者の割合が過疎地では都市部の3倍以上となっております。

不便を感じている理由としましては、「買い物に行きにくくなった」「通園・通院しにくくなった」などが上位で、日常生活に欠かせない用事を行うことに支障を感じておられる方が多くおられると認識しているところでございます。

郡上市におきましては、年間100名以上の方が運転免許証を自主返納されてみえますが、そうした方に対する支援としましては、先ほど議員のほうから資料を提示していただきましたが、本人確認書類として使用可能である運転経歴証明書の発行日から2年間、長良川鉄道、路線バス、自主運行バスの利用に対して運賃及び乗車券や回数券の半額割引が行われております。また、公共交通機関については、こうした免許返納者に限定しない高齢者全般への優遇制度もあります。

例を挙げますと、長良川鉄道におきましては、70歳以上の方を対象として年会費1,000円をお支払いいただくと通年で片道の運賃の上限額が500円となるシルバー会員制度といったものもあります。免許を返納された方には、できるだけそうした機会に公共交通機関を有効に利用していただきたいと考えておりますが、議員のおっしゃるとおり、バスや鉄道は運行時間や停留所・駅などの制約もあり、不自由に感じられる方も多いと思います。

バスや鉄道以外ということでは、一般タクシー、福祉タクシー、福祉有償運送、ボランティアタクシーなど、個別の輸送手段が挙げられます。

御提起いただきましたとおり、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急経済対策として高齢者タクシー等利用助成費用を実施いたしました。大勢の方に御利用いただいたことで、

高齢者がタクシーなどを使うことに慣れていただくきっかけとして高い効果があったと考えております。

こうした個別の輸送手段の利用についても運転免許証自主返納の審査で追加してはどうかということでございますが、免許返納後の移動手段の選択肢を広げる機会づくりとして一定の効果はあると考えます。

ただ、既に市内の一部のタクシー会社では、65歳以上の免許返納者に対する料金の1割引きを実施されるなど、営業努力として高齢者の利用促進を図られている状況もあります。

ただし、タクシーであってもやはり自家用車での移動に慣れ親しんだ人にとっての不便さは払拭できないと考えられますので、このことをもって免許返納の動機の決め手にはなりにくいかと思われれます。

一方で、高齢者の移動の問題につきましては、ボランティアタクシーといった形で支え合い活動として取り組んでいただいている事例が市内でも見られるようになりました。

今後は、こうした互助の取組を広げていくための支援の在り方といった観点も重要になってくると思います。

高齢者を含めて自家用車に乗れない方の移動の保障については、今後さらに重要性が高まってくると考えておりますので、今回の御提案も含め、交通政策と福祉政策の連携の中で市としての支援の方策を幅広く検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 前向きに考えていただけるんだなと勝手に判断をしましたが、本当にこの免許自主返納のことに對しては、本当に、これは返しても安心だなと思えた人たちが順番に返していくんだと思うんです。だから、そういった体制を市として整えておくと、そういった方も安心して返せて、また、この市内で安心して暮らせるんじゃないのかというところだと思うんです。だから、そういったことで今日こういった話をさせていただきましたし、また、そこへタクシーを利用するということによって、経済のほうも回っていくと思うんです。

ひととき、ありましたね、この八幡町内からタクシー会社がなくなってしまうんじゃないかといったときに、結構、皆さん、心配されて、どうなんだ、どうなんだということもありました。今では本当に受けていただいた会社があって、運営していただいているので本当にいいと思いますが、今ですと、僕の住んでいる白鳥にも1社ありますし、そんなことで。

逆に、今度、なくなってしまうたら、本当にタクシーもなくなってしまうたら困るんですね。そういったことも半面ありますので、そういった支援もしていくことによって一石二鳥ではありませんけど、全てが良くなっていくんじゃないのかなということも思いますので、どうか真剣にこの

辺は考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、私からの一般質問は今日はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、三島一貴議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時50分を予定します。

（午後 1時39分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時50分）

◇ 兼 山 悌 孝 議 員

○議長（山川直保） 14番 兼山悌孝議員の質問を許可いたします。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） それでは、一般質問をさせていただきたいと思っておりますけれども。

まず、私の質問は早く終わるつもりでございますので、その前に、昨日来、いろんな議員から話が出ておりますウクライナの問題につきまして一言述べさせていただきたいと思っております。

皆さん言われておるように、ロシアのこのたびの侵略については、本当に（ ）を尽くせん、本当に、鬼畜という昔を思い出すんですけども、野蛮な行為だと思っておりますので、私たちが御飯を食べている時間、あるいは、冗談を言って笑っている時間、寝ている時間、そんな中でそれできないような人たちが地球のどこかにおられるということに関しまして人権というのは何だろうなという中で思い返しますと、今の状態では100%ロシアが悪い、それは当然なんですね。けど、じゃあ、急にそんなことになったかという思いで、ある程度、私も興味を持ちましていろんなことを探してみたんですけども、その中に、例えば、2014年のミンスク合意、あるいは2008年の問題ですね。ウクライナの大統領が親露派から変わったという中での発端があった。ミンスク合意は何やといったら、ミンスク合意も、最初、あれは2回あったんですね。それもアメリカの言うなりにこういう合意をなささいという中でメルケル、ドイツの首相がこんな合意をしたら余計に火に油を注ぐんやないかと言ったんですね。

そこで、またクリミアの問題ですね。このクリミアのときにNATOの幹部が、これでNATOの仕事がまた続けていけるわと言ったと。こんな話があるんですね。私はそれはいろんな情報から耳に入るだけなもので確認のしようがないんですけども、じゃあ、この問題の発端は何だというふうなところにおきますと、情報というのは、プロパガンダじゃないですけど、なかなか一方通行で入ってくると。それで、この間、ウクライナの病院が爆破されまして、子どもさん、あるいは、妊婦さん、かなり被害があったんですね。そのときにロシアが言ったのは、何だと。ロシアが言った

んじゃなくて、マスコミがそれを伝えたんですね、私たちの耳に。そのとき、あそこには凶悪なテロのアジトがあったんやと。だから、やったんだと。こういうふうに通訳で（ ）んですけども、私はあのときにぱっと聞いたのが、アゾフと言ったんですね、ロシアのそのときの外相やったかな。それを、アゾフというのは何やと。アゾフっていうのは、要はウクライナが東部地域の空港の取り合いか何かしとるときに、傭兵なんですね。あれはウクライナ側の傭兵なんです。そのウクライナの傭兵でありながら傭兵を雇っとるのは何かというとユダヤ系のあれで、ウクライナの大富豪なんですね。その人たちと、ロシアの義勇兵とウクライナの義勇兵があそこの空港の取り合いでかなりやっていたと。

じゃあ、それが基なのかというような話になりますと、またちょっと長うなって申し訳ないですけど。

ゴルバチョフがソ連を解放したときに、アメリカの大統領とそれからサッチャーさん、あそこにNATOの4首相をもって、一日たりとも東へ拡大はせんと。こういったのをプーチンは現地に（ ）おる。てなところになりますと争いの分岐点というのは何だったんだと思うんですね。

これはやっぱり日本が1931年に柳条湖、戦争の基になったと言われてはいますけども、じゃあ、その柳条湖の事件が本当にそこが基になったのか。

ずっと遡りますと、じゃあ、日露戦争が悪かったんか、日清戦争が悪かったんかと遡りますと、私は、多分、逆に言ったら琉球処分ですね。あそこに基があるんやないかと、1879年まで遡ると。だから、人間というのはいつまでたってもこんな愚かなことを続けておる。21世紀になって何でこんなことが起きるんやと。誰も、その、その一本道になるものを止めることもできんし、また、止めるつもりもない人間がおるということで。ここで私が何を言ったって、それは、理解力をつけたって始まることではないですけども。

ただ、やっぱり平和をかみしめるっていうのは、ここの中で私たちが冗談を言って笑ったり、あるいは、安心して眠るっていうのは本当に大切なことだなと思うことのほうが逆に今自分にできることかなと思っております。

前置きが大変長くなって申し訳ないです。

それでは、通告に従いまして質問をしたいと思えます。

通告は1点です。職員の定員の適正化計画について。

この質問に至るきっかけというのは、市の職員の皆さんの仕事ぶり、コロナのことになりましてから、余計、職員の皆さん、大変な仕事をしておられるということで、私はそのように言っていますし、また、職員の皆さんからも「大変や。力を貸してほしい」と。あるいは、ある部局に関しましては、「やっぱりもうちょっと職員を増やしてほしい」という話で頼まれたりするんですけども、その中で市の幹部さんに「そういう話がありましたよ」とお伝えしても「いや、どこも、どの部局

もういっぱいいっぱい余裕なんかないですよ」と言われるんですね。それはやはり私もそう思っておりましたので納得するところはあるんですけども、それなら、例えば、適正化計画にこだわらずに職員を増やせばいいのではないかと、あるいは、非正規雇用者、あるいはアウトソーシングで仕事量が多いならそういうふうにしていけばいいのではないかと、そう思うんですね。

ところが、じゃあ、そう思って他市のデータを見たんですね。その他市のデータを見たら結構開きがあるんです。

例えば、29年の4月の統計でいきますと、人口1万人当たりの職員の数で最少が47人、それが一番少ないですね。最高が135人ですね。人口1万人当たりの職員数です。

郡上市はどうかといいますと、郡上市はそのときで117人ということで、上から3番目ということで、この数字の差をどういうふうに判断したらいいかというのが私にはちょっと分かりかねるところがあったので、先ほどの、自治体によっては非正規雇用者に依存しとる、あるいは、アウトソーシングに依存しとるということで仕事量をこなしておる。

郡上市は、その点につきましては、どのぐらい、アウトソーシング、あるいは非正規雇用者なんだろうかと。それで、どんどん職員を減らしていくというのは、ある意味、仕事量が今度は逆に減らん限りは非正規雇用者とかアウトソーシングでどっかでやはりこなしていく、あるいは、IT化が進んでおって、その中で効率の仕事量をカバーしておる。そこのところでどうも理解に苦しむことがあるんですね。

先ほど、午前中に市長さんも言われましたが、これから、DX、デジタルトランスフォーメーション、この時代が来ると。これはやはり順応していかんと2025年に順応しておらんと、2025年の壁というやつがあるらしいですね。これは時代の流れなので、どうしてもやっていかにやいかんと。

あとは、そのDXに変更していくときに、逆にいったら郡上の職員の適正化というのは本当に職員が減らせるんだろうか、あるいは、逆に過去に昔の、覚えておられる方もあると思うんですけども、いわゆる役所でパソコンが普及するときに、フロッピーとメールと郵便物が県から来たんですね。そういう時代があったんです。そうすると、パソコンで便利だと思ったらある時期はやはりその仕事量が増えるわけですね。そういう時期がDXが変わるとき、来るのか。そこへもってきて、今度、令和5年から定年が変わってきますよね。これは総務省のアジェンダがあるんですけども、では、市はこここのところで総務省の言うとおりにそこに絡めてそういう予定を立てていくのか、そういうことを思いまして質問をするんですけども。

それからもう一つは、予算の中でも出てきましたけれども、医療職ですね。医療職も、私が耳にするとき、あるいは議会提言の中で、文教民生常任委員会の提言の中にもありましたが、私たちが見とるのは、医療職が不足しとると。だから、職員は大変えらい、就業時間も結構長くなっている、そういう話を聞くんですね。

この間、話を聞くと、「いや、定数は足りとるんだけど、育休・産休で欠けとる部分がカバーし切れていない」という話を聞いたんです。これもあえてもう一度お聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、まず1点目、定員適正化計画の目標数、職員数と実情との齟齬について。

郡上市定員適正化計画の第3次改訂版による平成29年1月1日現在の県内各市の人口と職員数の比較では、人口1万人当たり職員数は、先ほど言いましたように、現時点の平均より34人多い状態であり、21市中19番目に多い職員数であると。私見としては、郡上市の職員数は仕事量に対して不足していると考えますが、このデータをどのように捉えているか。

また、職員数を減らすために非正規雇用者を増やすことがあり得ると思うが、IT化による人件費削減は非正規雇用者も含めた雇用数の削減につながっているのか、事務の外部発注も、市内外の発注はどれほどあつて、それは市内で発注や職員数を増やすことで賄えないかと。こういうことで一つ質問をいたしますのでお願ひいたします。

○議長（山川直保） 兼山悌孝議員の質問に答弁を求めます。

日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） お答えをいたします。

まず最初に、定員適正化計画における県内各市の人口と職員数との比較データをどう捉えていくかということでございますが、職員の定員管理を計画的に進めるための基本的な方針として、平成17年度から定員適正化計画を策定しまして採用抑制などによりまして、職員数の適正化に取り組んでまいりました。平成31年4月に最新の第3次改定を行ったものの計画では様々な山積する課題はあり、また、新たな行政需要への対応も必要であるということからこれ以上の削減は適切ではないということで、平成30年度の実職員数を基準とした職員数の維持を基本に定員の適正化を図ること等を現在しております。

こうした経緯により、合併後の平成16年度に1,098人であった職員数はこういったことによりまして、採用抑制等によりまして今年度当初には855人となりまして、243人もこれまで削減を図ってきました。

この削減数のほとんどは、我々一般行政職を中心とした普通会計の職員が占めておりまして、病院等の、その他会計とありますが、その職員は合併時の人数をおおむね維持しております。

定員適正化計画における目標職員数の設定のための分析に本市のほか多くの自治体が採用しているのは、総務省が示します人口と産業構造の2つの要素を基準として分類しました類似団体との比較という方法があります。

この方法によれば、直近の計画の改定時点であった平成29年4月1日現在の類似団体における普通会計部門の平均職員数は405人であるのに対し、郡上市の職員数は505人と100人多い状況にな

ります。

また、令和2年4月1日に試算しましても、郡上市の職員数は88人多い。この分析方法によるこういった結果になっています。

ただし、この分析は市町村の面積の大小は考慮されていない試算になります。面積を考慮したその他の方法としましては、定員回帰指標という指標がございまして、この指標は全国の市町村を人口規模で区分し、同程度の人口と面積の団体がどの程度職員数を有するかを試算し、比較する指標になります。これで平成29年4月1日現在の職員数を試算すると539人になりまして、先ほどの実人数は505人ですので、逆に郡上市の職員のほうが34人少ないことになります。

令和2年4月1日現在の試算でもほぼ同じ結果になりました。

御質問のとおり、県内各市の人口と職員数との比較では、郡上市の職員数が県内他市の平均よりも34人多い状況となっておりますが、本計画の改定に当たっては御紹介をした今の指標のほかに普通会計決算における人件費等職員給与費が歳出に占める割合などを参考にさせていただいております。

こういうふうな分析結果を総括しますと、本市は広大な面積がございまして、それに伴って6つの支所を置いております。そういった行政運営上の非効率性等から、平均的な市に比べると多くの職員が必要になってくるということで郡上市の職員が平均より多いということを考えております。

また、加えて全国の地方自治体における一般職の職員数は、現在、増加傾向にありまして、県内の他市においてもここ数年の職員数の増減が微減、もしくは増加に転じている市が多いということで、先ほど申し上げました、その他の要因などを勘案し、現在の計画としては当面30年度の職員数の水準を維持していくということが妥当であるというふうにしたものであります。

それから、非正規雇用の増員の考え方と、それからIT推進による雇用促進、雇用削減についてですが、会計年度任用職員、これは以前は「日々雇用職員」と称していましたが、その数は、市政施行時には379人でしたが、現在は467人、88人の増となっております。

会計年度任用職員は、基本的には臨時の業務が発生した場合や定型的、または補助的な業務を行わせる場合などに任用するもので、必要性は毎年度精査しており、正職員を減らすことを目的とした任用は行っておりません。

しかしながら、看護師等の医療職や保育士など、必ず配置しなければならない数が決められている部署とか、急な退職・休職等による欠員を生じた部署においては、その欠員を正職員ですぐに補充することができない場合には臨時的に会計年度任用職員を充てることはやむを得ず行うことがございます。

IT化、現在はDX、デジタルトランスフォーメーションという言い方が多く見られるようになりましたが、この自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画という、総務省が示しておりますが、その中でDX推進の意義としまして自らが担う行政サービスについてデジタル技術やデー

タを活用して住民の利便性を向上させること、また、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくといったことが挙げられております。

従いまして、本市においても、I T化、D X推進により人件費を削減するといった考え方よりもデジタル技術やA I等の活用による業務効率化により職員が政策立案や行政サービスの向上など、本来の業務に注力できる体制づくりに取り組んで今後もいきたいというふうに考えております。

それから、3つ目の事務の外部発注のうち、市外への発注を市内に向けること、まだ、自庁で処理することによって職員を増やすことができないかということでございますが、本市では、これまで行政改革集中改革プランや第1次・第2次行革大綱に基づきまして行政改革に取り組んでまいりました。その中で、事務事業の見直しや指定管理者制度の導入、民間委託の推進等によりまして、市民協働を推進しながら職員数の削減、縮減を図ってきたという経緯がございます。

また、現行の第3次行政改革、行革大綱におきましても時代の要請に合わなくなった行政サービスが漫然と実施されないよう常にスクラップ・アンド・ビルドを意識した事務事業の見直し等を進め、事務事業点検などの行政点検を効率的に運用し、成果を重視した行政運営を進めることとしております。

市の業務の一部について、その専門性や効率性の観点から既に指定管理者制度の意向や民間委託等を行っておりますが、その際には市内で発注が可能なものは市内で発注しておると考えておりますし、行政改革の取組等を推進する中で計画に基づく職員数の縮減も図ってきておりますが、現在は新たな行政需要への対応や市民サービスへの向上のためにも当面現状の職員数の水準を維持していくこととしておりますので、外部に委託をしている業務について市の職員を増やすことによりこれを実施するという事は現在考えておりません。

それよりも、現在、職員数の水準を維持するための、我々、一般行政職における新規採用職員の確保が非常に困難な状況になりつつあるという大きな課題を抱えております。

過去には年1回の採用試験でも多くの受験者の応募が見られましたが、ここ数年は年3回の受験機会を設けてみても必要とする職員数の確保ができないような状況でございますので、まずは一般行政職の正職員の確保に向けた取組についてさらに検討をする必要があると考えております。

(14番議員挙手)

○議長（山川直保） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） ありがとうございます。やっぱり奥が深いですね。私は例えば、合併をして総務省方式から地方へ行ったんですけども、やはり振興事務所というのは要るわけですよね、広いところで。そうすると、その分は小さい自治体から比べりゃかなり余分に人が要ると。

それで、これは何のデータの足しになるかは分らないですけども、人口から職員数を割ってみ

たことがあるんです。そうしたら、一番大きいのは高山市で2.9。2.9平米の中に1人の職員数だと。2番目が飛騨市、2.4。3番目が郡上市やったんです、2.03。これが何の足しになるかは分からないんですけど、一応、参考として割っていったんですね。

確かにそういう面では仕事量も大変かもしれないし、先ほど正職員を減らすために日々雇用を増やすわけではないと言われたんですね。僕もそれは、そういうことじゃなしに、やはり住民サービスですね。住民サービスがきめ細やかにできるのは、どういう配置によってどのくらいの数値がいいかという部分があると思うし、また、将来的にはどう在るべきかという部分もあると思うんですね。

それで、一つ、例えば、郡上市が移住・定住をやっておりますね。やはり市外から市内へ人口を増やしたいと。そうしておるんなら、昔の田舎の職場というのは役場と農協と土建会社やったんですね。これがほとんどもう合理化しちゃって合併したりなんかして少なくなってきたと。市もそれなら合理化をせずに、例えば、シェアリングしてでも人数はあまり減らさんほうがええんやないかと。昨今はどこも減らすよりちょっと増やすような状態になつるとというような話は聞いたので、それはそれでそうなるかなとは思っておるんですけども。

そこでもう一つの問題は何かというと、先ほどもちらっと言いましたけれども、定年の延長制、これが令和5年度から始まると。それで、まだまだ先の話やということなんですけれども、やはり職員の適正化計画、この採用、あるいはこれから定年を迎える人とかをどうするんやということにつきましては、今の全体の職員数の絡みがあると思いますので、ここに質問として挙げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） 定年延長制度の概要ですが、定年延長につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が昨年6月に公布されまして、国家公務員の定年が段階的に引き上げられることなどを踏まえ、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めております我々地方公務員についても同様の措置を講ずるといふうにされたものであります。

また、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理職、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制などが設けられましたが、定年の延長に加え、これらの制度も導入することが要請されております。

管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制ですが、それは組織の活力を維持するため、管理職の上限年齢、予定では60歳としておりますが、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に管理職以外の職に異動をさせるというものです。

また、60歳を超えて定年前に退職した職員については、本人の希望により定年前再任用短時間勤務制度により再任用ができるということとされております。

この改正法は、令和5年4月1日から施行され、定年年齢については令和5年度中に60歳に達するものから2年に1歳ずつ段階的に引き上げられまして、令和13年度には65歳になるというふうになっています。

制度開始は令和5年度ですが、その年に61歳になる職員は既に令和4年度末に退職しており、令和5年度に61歳で退職する職員はおりませんので、実際に61歳で定年退職する職員が出るのは令和6年度からとなり、制度完成となる令和13年度までの間、1年置きに定年退職者が出ない年度が発生することになります。

また、現行制度で65歳の特例定年が設定されている医師や歯科医師など、職務と責任に特殊性があること、また、欠員の補充が困難であることにより、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を適用することが著しく不相当と認められる職員については、対象から除外することが可能とされていますし、また、定年年齢自体を例えば、70歳まで伸ばすということも可能です。

当分の間、60歳に達した職員の給料月額が職員が60歳に達した年度の翌年度以降、その職員に適用される給料表の額に7割を乗じて出た額とするということとされております。

なお、60歳を超えつつも定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう当面の間、定年を理由とする退職と同様に退職手当が算定されるということになっております。

そして、現体制にどういった影響があるかということですが、先ほど申しましたように、定年年齢の引き上げによる定年退職する職員が出るのは、令和6年度からであり、制度完成までの間、1年置きに定年退職者が出ない年が発生するということから定年退職者が出る年と出ない年度では新規採用職員数が大きく増減することが懸念されます。そこで、定年延長制度の開始をこれまで令和3年度からと想定していた定員適正化計画の一部の微修正を行いまして、令和6年度末の定年退職予定者の約半数を令和6年度当初に1年前倒しをして採用する計画としております。これによりまして、一時的には職員数が増えますが、将来的な組織運営を考慮しまして、採用者数の平準化を図っていくというふうにしております。

そのほか、いわゆる役職定年制により60歳以降は原則として管理職のポストから外すこととなります。これにより、それまで管理職であった職員をどのようなポストでどのような業務に就かせるかといったことも大きな課題であると捉えておりますので、このことについては引き続き検討してまいりたいと考えております。

それと、今年度中に取りかかることについてですが、制度の導入に当たりまして、今年度は制度の理解や対象者の整理等を行いまして、年度別の職員数の見直しなど、定員適正化計画の一部微修正を行いましたし、関係例規については、現段階では9月議会への議案上程をめどに条例や規則等の改正案作りなどの作業を進めていく予定としております。

また、当面の間、該当となる職員に対して60歳に達する年度と、前年度中に60歳以後の任用、給

与、それから退職手当に関する情報などを提供し、60歳以後の勤務についての本人の意思を確認するよう努めるものとされておりますので、条例改正等について議決を得られましたら、その後、該当職員や職員組合に対して制度の説明等を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

(14番議員挙手)

○議長（山川直保） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） 要は、条例も改正せなんけども、この4年度の中盤以降にはまたその定年退職者というのは、定年、年が決まっていますので、じゃあ、あなたはどういう意向ですかという意向調査をせんことには新採の数も決められないということだとは思いますが、じゃあ、その新採の雇用予定数というのは逆に言ったら今度はなかなか難しくなると思うんですね。今までのような形ではいかんと。

今までだったら何人、今度は定年退職が多いで、その中の何人かはそれでは補充しようというような計画であったと。大きくは変わらないかもしれないけども、逆に言ったら希望を聞いてみて、その希望者の差し引きで新規雇用、採用を決めにかいかんということによろしかったんですか。

○議長（山川直保） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） おっしゃるとおり、先ほども申しましたが、基本的には1年置きしか退職が出ないので、出ないですけれども、将来のために職員が偏ってはいけないので、その約半分については前倒しをして採用していくということになりますし、しておりますし、それから、そういった、退職の前年度に本人さんの希望を伺った中で次年度の採用計画に反映させていくということになりますので、おっしゃるとおりです。

(14番議員挙手)

○議長（山川直保） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） ありがとうございます。

時間の都合で次の質問に行きます。

先ほども言いましたけれども、医療職や介護職の職員数ですね。これが私たちが減っている、減っている、現場は大変やぞという思いで何とかできないかなと思っておるんですけども、これがその分、育休が減った分、あるいは産休が減った分、非正規雇用を——こういう言い方はおかしいかな——それで補充してるけども、なかなか夜勤がやってもらえないんだという話だと思っておりますけれども。

これに関しまして、例えば、それを加味した中で、もう一ついい方法がないだろうか。あるいは、もうちょっと余分にその分今度は採用しとったらどうやということですね。

それからもう一つは、市からも医療職に関しましては、奨学金制度などを持っておるんですけれ

ども、最近ではコロナ禍にあって余計そうだと思うんですけども、昔でいう青田買いですかね。青田買いという。全部それは私のところがあんたが市へ返済せんならん分もそれ非常に払ってやるからうちへ来てくれんかというようなところがよそではあると聞いておるんですけども、それが、今、お聞きするところで郡上はないというような話を聞いておるんです。

これがもしこれからあるようなことがあったらどうするかということの考え、あったらお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） まず、医療職や介護職等の職員が不足しているのではないかとことですが、特に病院における医療職、それから偕楽園における介護職については職員の定員適正化計画の目標数を確保しております。これについては、先般の病院の事務局長から答弁したとおりですけども、我々としては、常に、今、随時募集等を行って、変動が大きいものですから、随時募集などを行って最大限、採用の機会を逃さないようにとはしておりますが、どんどん採用できるような状況ではありませんので、そういったことに注意しながらといいますか、考慮しながら、工夫をしながら採用に努めていきたいというふうに思っております。

それから、奨学金のことにつきましては、今、医療の就学資金貸付規則というのがあって、そういった支援制度を行っております。月額5万円で無利息としておりますし、これは医師や保健師、助産師等、看護師等ですけども、就学資金の貸付期間の1.5倍の期間、市の職員として勤めていただいたら返還免除とするものですが、令和2年度からの10年間で13人、借りられた方がおられ、それから、そのうち就学中の3人を除いた10人は結婚などによる退職があったものの、全員、市に採用させていただいておりますので、その間、10人の医療職が確保できたということで、大変、この制度については、効果があったというふうに思っています。

それで、引き抜きとかそういったことはこれまでもないということは先ほど申し上げましたが、そういったことはいろんなケースがありますので、それぞれケース・バイ・ケースになると思います。市として、そのときにできることについては、精いっぱいやることはやらせていただいて、できるだけそういうことが起きないように努めていきたいというふうに考えております。

よろしく願いします。

（14番議員挙手）

○議長（山川直保） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） それでは、時間が来ておりますので、これで終わりたいと思いますが。

何につきましても、郡上の中に雇用が増えて人口が増えるというのは大変いいことでもありますので、また、先々そういう形で人口が減らないような、あるいは、雇用が減らないような形でやっていていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、兼山悌孝議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時40分を予定します。

（午後 2時30分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時40分）

◇ 野 田 勝 彦 議 員

○議長（山川直保） 9番 野田勝彦議員の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 日本共産党、野田勝彦でございます。

一般質問をさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

3点準備いたしました。最初は、市長の所信表明演説の中から、施政方針の基本方針の4つ目に「観光立市郡上の推進」という項目がございます。それに関わりまして私のちょっと思うところもお願ひいたしたいと思ひまして質問させていただきます。

その具体的な内容が5ページの中ほどに「観光振興」という項目がございます。表現として、若干抽象的、概念的なところで終わっているわけなんです。これは所信表明ですから当然そういうことになりますけども、私はもうちょっと具体的な説明をお願ひしたいということで質問をいたします。

具体的には、DMOのマーケティング機能からはどのような効果が期待できるのかと。やや分かりにくいところがございますので、これに関わりまして、また「TABITABI郡上」、これはなかなか微妙な面白い表現で、私はいつも聞きながら感心しているんですが、いつもいらっしゃってください、旅にいらっしゃいという意味ですね。

この活用によるデータ集積と分析。ここに明確な目標というのが出てくるんですけども、この明確な目標というのはどういうことをイメージしていらっしゃるのか。

あるいは、SDGsの理念にも観光に取り込む発想は私はすばらしいと思います。

実は、私の知人で外国におる人が「これからの郡上の観光は環境や」とはっきりと私に言っておりました。「環境を除いては郡上はもう立ち行かないんや」という、そんなような意味で環境を取り上げていくべきだと、そんなふうにも言っておりました。それから、導かれる郡上独自の観光、これはそういう環境を生かしたということだと思ひますが、もうちょっと具体的にお願いできたらと思ひます。

以上、まず第1点、お願いします。

○議長（山川直保） 野田勝彦議員の質問に答弁を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

登録DMOであります郡上市観光連盟は観光地域づくりのかじ取り役としまして、関係する団体等と共同でDMOのコンセプトに基づく観光地域づくりの戦略というものを策定をし、それを着実に実行に移すことで地域の稼ぐ力を引き出すための調整を現在しております。

それで、郡上市の観光連盟のホームページ、「TABITABI郡上」から獲得した、現在は1万6,000人を超える獲得をしたわけでございますが、その郡上ファンクラブの会員住所や年齢層、旅行形態などの属性のデータ等、郡上での好みの観光コンテンツは何かなどの趣向のデータ収集いたしまして、これらを基に観光分析を行うとともに、観光モデルコースの提案や観光資源のPRによって市内の観光集客の増加に取り組んでいるところでございます。

その目標設定といたしましては、この郡上市観光連盟がDMOの登録時やDMOとして現在取り組んでおりますが、国際競争力の高いスノーリゾート形成促進計画の策定時において、旅行消費額、延べ宿泊者数、アウトドア体験者数、各スキー場における旅客収入など、その成果が数値によって定量的に判断できる目標というものを設定しております。

ただし、今般の新型コロナウイルス感染症の状況によって左右される国内旅行であったり、外国人観光客の入国制限によるインバウンドの回復状況などで現状に即した見直しというものも必要になっております。

郡上市独自の観光ということにつきましては、コト消費を生み出す体験をキーワードといたしまして、広い市域を周遊することで長期滞在を促す観光の実現を目指しております。

郡上市には、歴史・文化豊かな自然、そして、町並み景観、アウトドアなど、他の地域にはない多様な資源を有しております、これらを組み合わせることで1年を通してこの郡上市だけで体験できるということが郡上市独自の観光であるというふうに考えております。

以上であります。

（9番議員挙手）

○議長（山川直保） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） マイクにも嫌われております。

○議長（山川直保） そんなことではない。

○9番（野田勝彦） はい。分かりました。

やっぱり郡上独自の観光というのは何といたってもこの自然環境と伝統文化が息づいていくという。今までも度々いろんな話が出てまいりましたが、だから、これを観光資源として考えると、ア

ウトドアスポーツであり、あるいは、体験型の観光ではなかろうかと。もちろんこの体験型という中には、私は郡上のおどりも入っていると思います。あれは立派な文化の体験であるということですね。これを大切にしていきたいという。

それからもう一つ大事なのはやはりデジタルの応用とといいますか、活用とといいますか、データ重視で観光を取り上げていく。この方式だと今伺いました。

そこで、この郡上の観光を推進するに当たって、私は2つの側面から考える必要があると思います。

1つは、市長もよくおっしゃったように、光を見にいらっしゃる。この光るものをより磨いて、ぴかぴかと魅力ある輝きになるようにという意味では、観光資源の磨き上げではないかと思えます。

これは、言わば、郡上市の内なる努力で私は達成できる、達成とといいますか、難しいかもしれませんが、自らの努力が対象ですよ。

ところが、それを見に来てくださる観光客の方々は、郡上市の努力だけではなかなか容易には広がっていかない。今の様々なデータを活用しながら広げていくとおっしゃいましたけども、これもやっぱり一自治体にしてみれば、なかなか限界のあることではなかろうかと思えます。郡上独自の観光、あるいは体験型観光ともなると単なる物見遊山の観光とはちょっと違ってきて、よく書店に行きますとずらっと観光の本が、旅の本が並んでおりますけども、国内はもちろん外国までも、それこそツェルマットまでもたくさんありますが、ああいうのだけでは私は足りないと思います。すなわち、これは郡上へ行ってみたいなと思っていただける。郡上で遊んでみたいと思っていただけるような魅力をつかんでもらうには、やっぱりガイドブックとといいますか、書店の情報だけでは魅力は分からないんじゃないかと、郡上の魅力は。

そういう点で私がちょっと提案したいのは、郡上への動機づけに企業の営業力や宣伝力の活用を考えてはどうかという話です。

例えば、全国には多くの顧客を持つアウトドアスポーツの大手の企業がごぞいます。そうした企業はアウトドアスポーツを推進する自治体を、全国にはたくさんあるんですが、優れた自治体をフレンドエリアとかフレンドシティという形で推奨しているといいますか、紹介をしているといいますか、こういう活動をしております。また、それをさらに進めて、包括連携協定を結ぶことも、そういう制度を設けているところもあるようです。

その連携の内容をちょっと見てみたらこんな言葉が出てまいりました。

例えば、「自然体験の促進による環境保全意識の醸成」、いい言葉ですね。とか、「地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化」と。見事な言葉です。こういう内容が出てくるわけです。その他にもいっぱいありますけれども。

これを額面どおりに受け取れば、「観光立市郡上」の理念とびたり一致する、あるいは高いレベ

ルで一致すると私は思います。

もちろんこういう連携協定というのは企業のほうも営利団体ですから当然ながらギブ・アンド・テイクの関係になります。ですから、郡上市だけがおいしい汁を吸ってなんてことは当然できませんし、相手企業にも当然それなりの見返りを求められるわけですね。その辺りのさじ加減といえますか、あるいは、自治体経営の観点からの細心の注意が必要であることは当然であり、言うことはありません。

しかし、そうは言いながらも、企業の力というのは特にアウトドアに関してはそこに、何と申しますか、よく訪れるような顧客の方々はアウトドアに関しては大変な熱烈なファンなんですね。これはほかの観光とはちょっと違うところがあると思います。そういう意味で、観光型、体験型の郡上の観光という観点からすると、大変よく私は一致する方向だと思っております。

そういう意味で、この企業の企画力や宣伝力は大いに集客に利用する、活用するというのは語弊があるかもしれませんが、役に立つ戦略ではなかろうかと思っております。一考する価値はあるかと思いますが、これはひとつ市長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 本市の観光立市政策を推進していくための一つの御提言というふうに受け止めましたけども、私どもは全く同じ発想は持っておるつもりでございます。なかなか郡上市の中の関係者だけでは、そういうわけにもなかなかいかない、力の足りない面もございますので、全くそのようなぜひ知恵を実現化したいというふうに思っております。

ひょっとして野田議員さんのイメージの中にも、例えば、私どもの隣接市である大野市の荒島の郷というようなところでアウトドアの大きなメーカーでしょうか、あるいは、販売を扱っておられるところが道の駅のほとんど半分ぐらいの床面積を持って、一つの魅力あるいろんな事業をやっておられますが、ああしたことは私ども郡上市としてもぜひ見習うべきだというふうに思います。

こういうことを御質問いただいて、ふと私は思い出したのは、ここ2年ほどやれておりませんが、郡上漁協とそれから全国の釣り具メーカーの皆さんがコラボしてというか、全国の友釣りファンの人たちを郡上の長良川であるとか和良川であるとかに呼んできて大会をやっていただくという催しをずっとやっておりました。ここ2年ほどちょっとコロナの関係でできておりませんが、そして、おのおのそれぞれブロックごとに予選をやって、そして、その最後の選手権大会を長良川でやるというようなことで。

しかも、非常に郡上市の場合、川もいいし、それから、また地元としての対応も郡上漁協等をはじめ非常によくしていただいているということで、評判もよくて、全国から来られまして、宿泊需要があったり、消費需要があったりというようなことがございますので、あれが一つの御提言されているものの典型的なものではないかと思いますが、ああしたことを今後も続けていきたいと思っ

ております。

今、事実、郡上市の場合、昨年来から市内のアウトドアのそうした関係の皆さんが非常に活躍して、観光連盟とも連携をしながらやっていただいておりますし、事実、そういう可能性がないかということで、これまで4つぐらいの会社といろいろ協議もしておられるやに聞いております。ぜひ市のほうもしっかりとそういうことについては私も賛成でございますので、しっかりと実現できるような方策はないかということで検討してまいりたいと思います。

ただ、御指摘もありましたように、やはりそうした連携はなかなかこれもビジネスとして双方が取り組むということになりますと、よく言われるウイン・ウインの関係でないと、結果として連携はできたけれどもどちらかだけが得をしたとかということでは長続きもしませんので、やはり在るべき関係というものの中で今言われたような狙いを発揮できるような仕組みというものやはり知恵を絞ってアウトドアの関係者等ともよく御相談をしてまいりたいと思います。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) ありがとうございます。向いている方向はほぼ同じであろうというふうに解釈しました。ありがとうございます。大いに応援をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

次の質問は、やはりこれもちょっと市の財政に大きく関わることでもありますので、やはり市長のお考えを伺いたいということで、お願いいたします。

「少子化対策へ思い切った施策を」というテーマであります。

多くの同僚議員からもいろんなところで少子化という問題が出てまいりましたが、私は、ライフワークなんていうとちょっと大げさでございますけれども、学校給食は公費で大いに進めていきたいと前からお願いを、提案をしておりますが、これで今回で3回目でございます。三度目の正直ですので、どういうことになりますか。

公費で助成をするところは飛躍的には増えておりませんが、ぼちぼちあちらこちらの自治体で増えているわけですが、何ととっても、今、申し上げたように、大きな経費がかかるということでもありますよね。これが最大のネックであろうかと思いますが、その他の点については、御同意いただける部分もたくさんあると思います。

ただ、市長もこの前に申されたように、人口の減少の中で特に自然減というのが大変大きな問題といえますか、注目しなきゃならんのと。社会減というもの郡上の場合は大いですが、特に自然減がもう年々確実に減っている。何とかどこかで横ばい程度にもできんのだろうかと思われなわけなんです。

前も申し上げましたが、その子どもを産み育てるということにちゅうちょされる要因の最大はや

っぱり経済的問題なんです。これは総務省の調査でも第1位はやはり、要するに3子、3人欲しいなというところを2人でとどめるとか、2人のところを1人にするとかというのは、その第1の要因は経済的な負担が大きい、こういうことなんです。ですから、そこを何とか解消すれば多少なりとも改善の方向に向かわないだろうかという観点で、私は給食費の、無償化といいますか、援助といいますか、これを提案したいと思います。

今まで郡上市は子育て支援については日本一という標榜を掲げながら本当に1位かどうかは別にして優れた施策を持っていると思います。がんばれ子育てもそうですし、それから高校生までの医療費無料化、その他、たくさんいろんな子育て支援はあるんですが、ただ、所得の大小にかかわらず、年齢にかかわらず、全ての子どもたちに包括的に支援するというのはあるでしょうかという問題なんです。特定の大変経済的に苦しい方、あるいは、就学前とか、こういう限定された範囲ではなしに全ての子どもに包括的に支援する。この視点が私はこれから問われるんじゃないかと思うんですよ。

そういう意味で「思い切った」と、この表現が出てくるのは、今まではこれは学校給食まではそれは親の責任だろうというところを思い切るべきだと。

その要因を幾つか私は今までも述べたことですので、ちょっとくどくなって申し訳ないんですが、6点ほど。5点ですか。5つほど述べさせていただきますので。申し訳ありません。

まず第1点ですね。給食費を公費で賄い、市が支援するということはどういう意義があるのかということです。何よりも私はこの給食というのは教育長もよく御存じだと思いますが、非常に優れた教育の一環であると。子どもたちはもう給食の時間になると楽しそうに明るくなります。みんなが寄って配膳をしながら、マスクを着けてエプロンをかけて配膳をしながら、そして、自分の分だけじゃなしにみんなの分も配膳して、そろって「いただきます」と言う。

そして、放送のほうからは、多分、栄養の先生のほうから、栄養士の方から今日の献立の説明を受けたり。これは本当にすばらしい。一緒に楽しみながら食事をする教育なんです、これは。ただの昼飯じゃないんです。

ちなみに、私はこの質問をしようと思ってちょっとユーチューブというのを見ておりましたら「世界の給食」というのがあるんですね。御覧になられた方はびっくりされると思います。写真つきでそこらじゅうの国の給食が出てくる。びっくり仰天したのはフランスです、やっぱり。このフランスの給食はまず自校方式です。よそから持ってくるようなことはしない。それから、各学校には一流かどうか分かりませんが、シェフがいる。日本ではもちろん給食の施設の中にはそれに該当する方がいらっしゃるんですが、いわゆる向こうの調理師がちゃんとしっかりとついている。そして、その内容たるや、ちょうどこれを日本に当てはめればちょっとした懐石料理並みなんです。びっくり仰天です。恐らく経費も結構かかっていると思います。

こういう観点から私はこの前にありました郡上の大地の恵みを頂く日という、あれは私は本当に
もろ手を挙げて賛成したい。すばらしい発想だと思います。

こういう意味で食を通して教育が進められる。

2つ目に、所得に関係なく保護者負担を軽減する。もちろんそうですね。と同時に、給食の賄費
は1億8,000万円ぐらいでしたか。2億をちょっと切るぐらいの給食費が今あるはず、必要なはず
なんです、これを仮に無償にすれば、約2億弱の予算といいますか、お金を子育て世帯に配分す
る、支援するということになる。一般的に子育て世帯の方々の所得はそんなに高くはないですね、
年齢的にも。こういう方々への支援というのが今のコロナ禍でも当然ですけども、今まではありま
したけど、これを継続的にずっと支援していく。これは市内の消費を促すことにもつながるんです。
ある意味ではプレミアム商品券の給食版と言ったらいいでしょう。

ただ、これは時限ではありませんから、かなり大きな負担であることは事実であります。

3つ目であります。これが私は大事だと思いますが、今まで子どもというのは家庭の宝、「子
宝」という言葉をよく使いますが。家庭が確かに子どもが宝であり、将来の、何と申しますか、家
庭そのものを維持する上で本当に大事な存在ではありますが、ここまで少子化が進んでくるとも
う家庭だけのレベルでは終わらない。社会の宝なんですね。ですから、社会で育てるとい
う観点が大
事なんです。家庭を乗り越えて。まあ、乗り越える。捨てるわけではありませんけど、もちろんね。
家庭のレベルから社会全体で子育てをするんだという意識を持ってもらいたい。市民みんなの方
々に。こういう、何と申しますか、意義も大きいと思います。

4つ目です。市として食育に責任を持つ。食育に責任を。今、やっぱりなかなか収入が増えない、
あるいは、収入が減ってしまった家庭の中では、これは郡上市ではなしに、全国的には三度の食
事がちゃんと食べられない家庭も割と聞きます。結構、ひもじい思いをなさっているところもあ
るか
と思います。栄養バランスに優れた、おいしい、あったかい食事をきちっと学校で1日1回は保
障
していく。これはすばらしい、私は食育の一環であろうというふうに考えます。

最後に、付録のような話ですが、滞納がなくなる。今も相当額の滞納があると思います。私がか
つて調べた頃には1,000万を超える滞納がございましたけれども、今はどうでしょうかね。こう
い
う滞納がなくなる。

以上、申し上げましたが、こうした内容について、ここで思い切って、全額といたしません、半額
でも3分の1でも4分の1でもいいです。まず取りかかる方向を模索してはいかがでしょうか。お
願
いします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。今、野田議員のこの給食費の無償化に関する、
それをすべきであるという論点を幾つかお聞かせいただきました。

この問題についても私も全く同じ方向を向いているとはちょっと申し上げられなくて、やや下向きでうつむいて、加減でございまして、前から答弁いたしておりますが。

確かに子育て支援をしなければいけないということは思っております。そういうことで、給食費の無料化、無償化というのはそれは保護者の皆さんにとっては大きなやはり負担の軽減になるというふうに思っていますが、御指摘もありましたように、今、年間、ほぼ給食費の、材料費だけを御負担していただいているということでありまして、1億8,000万ほどございます。この中には、恐らく、教職員の方と一緒に給食を食べられる方の負担も一部入っているかもしれません。本当に、正味で保護者負担というのは1億5,000万余ぐらいかもしれませんが、いずれにしてもこれを無償化するというはかなりの財政負担ではあると思います。四十数億の市税収入の中でそれだけを毎年毎年これからも負担をしていくというのはなかなか大変なことだなというふうに思っております。やや非常に必要性や、あるいは、これをしたら保護者の方が喜んでくれるだろうなという事は思いつつも、何と申しますか、踏み切っていないのが実情でございます。

徐々にこういう制度が広がってきたということであるようではございますけれども、県内でも現在全く完全小中学校等も無償化をしているのは岐南町1町だけということではございまして、あとのところは、例えば、お子さんが2人目以降とか3人目以降という形で一定程度軽減なさっているところとか、あるいは、中学生への半額助成とか、あるいは、小中学生への3分の1助成とか、こんなような形で確におっしゃっているように、何らかの形の負担の軽減に取り組んでいる自治体がございます。これを歴史的に見れば、例えば、医療費の無料化助成なんていうのも徐々に広がってきたこととややそこは似ているのかなと思っております。

ただ、私どもから申し上げさせていただくと、先ほどお話がありましたように、これはむしろ義務教育の無償原則の一環として、あるいは教育の一環としてこの給食をしっかりと取り組むべきであるということであるならば、まず学校給食法を改正してしっかりと給食費のそういう負担は保護者にはさせないというところへ持って行ってもらいたいと。したがって、無償化する場合に、じゃあ、義務教育の負担ということで国と自治体の負担区分はどれだけで、そして、その自治体の負担については、きちっと地方交付税の需要額の中に算定をするという形で財源措置をきちっとやって、しっかりやってくださいねというのが私は本来の教育の在り方の考え方、あるいは財政というものの在り方の考え方だろうと思っております。

したがって、いろんな自治体は独自政策をしておりますから、今文科省もこういう給食法の定めはあるけれども、それは自治体の判断ですわなというような感じで行っていますけれども、本当はそうじゃないんじゃないかと。もしそういう必要性とかいろんなことを認めるならば、国も半分持つから自治体も半分持ってくれと。そうして、自治体の財政手当は総務省できちんと地方財政計画の中で措置しますよということが本来ではないかと思っております。

そういうことで、そういうことが実現するのを願っておりますが、さはさりながら、おっしゃったようにいろいろな助成はしていかなければいけないということで、今年度議員さんの御提言もあって、今年度、この郡上の大地を味わう日というものをするために郡上の食材を味わってもらうための経費を1,400万円ばかり、その予算化をいたしました。

これは、児童生徒お1人当たりになると大体4,100円ぐらい、年間のいわゆる給食費負担がございますけれども、その1割弱ぐらいになるかもしれませんが、10対1ぐらいの感じになるかもしれませんが、そういう意味で、これは片一方では、農林水産振興ということではあります、父兄の保護者の負担を頂かないでそれだけの中身を充実をするということであり、それは見方によっては保護者への一部のささやかな負担助成にはなるだろうというふうに思っています。

今回、これは経済情勢が非常に不安定になって、食材費がこれから高騰するとか、いろんなことが出てくるかもしれません、令和4年度は。そういうときにこそ全てのそういう高騰した材料費を保護者負担にまた直接ダイレクトにすぐぶつけるというのではなく、一定のものは公費でそういう持ちこたえるということについて私はやぶさかではありませんけれども、御提言の趣旨に、即、力強く前向きになってという御答弁はちょっと申しかねますけれども、いろんな、重々、その点については分かっておりますので、今後の検討も含めて対応してまいりたいと思います。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) さすが行政のプロなんて言うのと失礼なんです、国の財政支援が全くない中で、市税だけで賄おうということは確かにこれは厳しいことであって負担も大きいと思います。

そういう意味で、私は私どもの政治的なスタンスからして国へもこれからそういう働きかけを強めてまいります。学校給食法の改正を目指して頑張ります。

時間も迫ってまいりました。

3つ目でございますが、半年前、昨年9月議会ですけれども、「生理の貧困」という名前でもってこれを解消するためにぜひとも学校の女子トイレに生理用品の常備を提案させていただきました。これは今はこの生理の貧困という表現は取り下げて、「女性の尊厳の確保」。そういう、あるいはジェンダーの観点でぜひともこの学校での女子トイレに生理用品の常備をとということを訴えていただいて。そこで、そのときの御答弁の中に「県立学校や他紙の取組、また、市内でも試行的に取り組んだ中学がある。それらの成果や意見をふまえながら検討したい」とおっしゃってくださったんですが、そのお答えを頂いてから半年経過したわけですが、その検討の結果をぜひとも伺いたいということで、3点目の質問でございます。よろしく申し上げます。

○議長(山川直保) 佃教育次長。

○教育次長(佃 良之) 9月議会での野田議員の御質問には、今、おっしゃったような答弁をさせ

ていただきました。昨年9月から半年を経過しました県内の現在の実施状況を少し今できる範囲で確認しました。全ての市から回答を得ているわけではございませんけれども、確認できた範囲で御報告しますと次のような状況でございます。

「全学校でトイレに設置した」という自治体は海津市と土岐市と恵那市でございました。

「一部の学校で試行的に実施している」というのが各務原市、「今のところ実施予定はない」というのが岐阜市、美濃市、美濃加茂市、大垣市、可児市、瑞穂市などでございました。

この「実施予定なし」の理由は、私どもの先般の御回答の中で触れたと思いますが、従来の保健室での対応を継続することで貧困や児童虐待、ヤングケアラー等の早期発見・早期対応につなげたいというものでございました。

私ども郡上市でもこの2月に市内全小中学校に改めてその設置状況、実施状況を調査してみました。その結果、9月の時点では中学校1校のみの実施であったのが、今回の調査時点では、中学校が2校、小学校3校と、少しではございますが、始めたところがあります。

これは県立学校がトイレでの常備を始めたことですか、私ども、市教育委員会が実施したこの調査の結果に校内で話し合っ始めたというような学校もあるようです。

このほかに、教職員用のトイレに設置をしておいて、保健室までいなくてもすぐに対応できるようにした学校もある、そういうことでございました。

このように、各学校では生理用品のトイレへの設置について検討して、取組が先ほど申しましたように、少しずつではありますけれども、広がっているのではないかと考えています。

実施している学校の実態としましてちょっと御報告しますと、月に1個程度使用されているのが、トイレの置いたものがですけれども、月に1個程度の使用が4校、月に10個程度の使用が1校というような状況でございました。

トイレに設置した生理用品を使用している児童生徒に直接調査したわけではございませんが、この使用頻度を見ましても特定の児童生徒がいつも使用しているという傾向にはなくて、急な生理の始まりで手持ちのない物がないときに使用しているのではないかなどと考えられまして、貧困によって生理用品が与えられていない子どもがいるということは、このことだけからはちょっと考えにくいのではないかというふうには思っておるところでございます。

ただ、やっぱり自己管理能力はつけてほしいとは考えますが、忘れることは誰にでもありますし、人に相談することが苦手な子どももいることから、安心して自分でケアできる環境を整えることも必要でございます。

以上のことから、本市におきましては、一律に全ての小中学校のトイレに生理用品を常備することについては、現段階では一律という意味では考えておりませんが、常備した学校の実施方法ですか、教育的効果をさらにまだ実施したい学校に紹介しながら誰もが安心して過ごせる環境

を大切にするという考えを基本として、各学校の実情に応じて対応して欲しいというような方針とし、先ほども申しましたように、児童生徒にとって安心できる環境とすることを大前提、大切にしたい、そういう方針としたいと思っておりますので、設置することについて設置する学校がこれから増えてくるということも考えておりますし、先ほどの繰り返しになりますが、これまでのそういう実証とか取組の結果を紹介していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 若干コメントを申し述べたいんですが、時間が参りましたので、善処をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山川直保) 以上で、野田議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(山川直保) 以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日は、これで散会といたします。御苦労さまでした。

(午後 3時21分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 野 田 勝 彦

郡上市議会議員 田 中 やすひさ

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員